

立地適正化計画及び地域公共交通計画と 各省施策の連携について

内閣官房 国土強靱化推進室

国土強靱化基本法

【H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行（改正法 R5.6.14成立、R5.6.16公布・施行）】

- 国土強靱化の基本方針や、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、国土強靱化地域計画の策定等について定める。

法定計画

国土強靱化基本計画（H26.6.3 閣議決定 H30.12.14改定 R5.7.28改定）

- 国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定める（＝アンプレウ計画）。
- 関係府省が毎年、国土強靱化関係予算を要求する上で、その基本となる計画。

実施計画：国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する計画

閣議決定

3か年緊急対策

（H30.12.14 閣議決定）

- 「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、緊急に対策が必要な160項目について集中的に対策。
- 3年間（平成30年度～令和2年度）でおおむね7兆円程度を目途として対策を実施。

閣議決定

5か年加速化対策

（R2.12.11 閣議決定）

- 国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、重点的に取り組むべき123対策を設定。
- 5年間（令和3年度～令和7年度）で追加的に必要となる事業規模をおおむね15兆円程度を目途として対策を実施。

法定計画

実施中期計画

（R7.6.6 閣議決定）

- 計画期間内に実施すべき施策（326施策）の内容・目標を設定。
- 推進が特に必要となる施策（114施策）の内容・目標を設定。
- 5年間（令和8年度～令和12年度）でおおむね20兆円強程度を目途として実施。

調和

法定計画

国土強靱化地域計画

（都道府県・市町村が策定）

国土強靱化年次計画

本部決定

毎年度、基本計画に基づき、当該年度に取り組む施策をとりまとめ。あわせて、KPIにより進捗をフォローアップ。

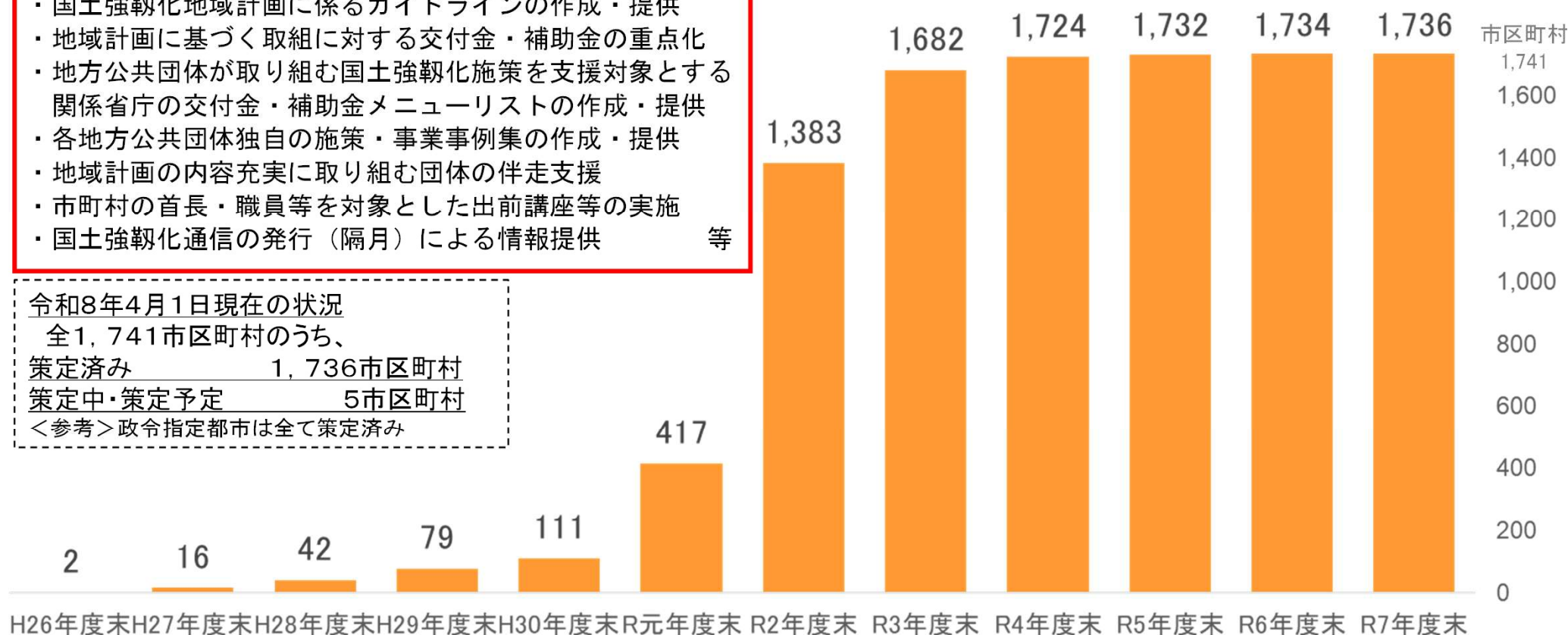
- 国土強靱化地域計画については、平成30年度までに全47都道府県で策定が完了。
令和7年度末までにほぼ全ての市区町村（全1,741市町村中、1,736市区町村）で策定が完了。
- 地域の更なる強靱化のため、総合計画やまちづくり計画等との連携を図りつつ、地域の特性等を踏まえた具体的な検討を行って国土強靱化地域計画の内容充実を図ることが重要。。

地方公共団体への支援

【策定済み市区町村数の推移】

- ・国土強靱化地域計画に係るガイドラインの作成・提供
- ・地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金の重点化
- ・地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係省庁の交付金・補助金メニューリストの作成・提供
- ・各地方公共団体独自の施策・事業事例集の作成・提供
- ・地域計画の内容充実に取り組む団体の伴走支援
- ・市町村の首長・職員等を対象とした出前講座等の実施
- ・国土強靱化通信の発行（隔月）による情報提供 等

令和8年4月1日現在の状況
全1,741市区町村のうち、
策定済み 1,736市区町村
策定中・策定予定 5市区町村
＜参考＞政令指定都市は全て策定済み



基本計画策定

基本計画変更

5か年加速化対策

基本計画変更

3か年緊急対策

第1章 基本的な考え方

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

国土強靱化と地方創生の連携を強化し、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会の形成に向け、地域の創意工夫をいかした取組と国土強靱化の取組を生産性の向上に資する形で一体的に推進し、地域の新たな未来を切り開く。

地域に根付いた農林水産資源や産業基盤、文化財、観光資源等を活用した地方創生の取組推進に当たっては、平時においても災害リスクが内在することを認識するとともに、災害時において迅速な体制移行が可能となるよう、フェーズフリー対策を積極的に導入する。

安全・安心なまちづくり・地域づくりには相当程度の時間を要することを踏まえ、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化を計画策定段階から図るとともに、事前復興まちづくり等の防災まちづくりを強力に推進する。これら取組の推進に当たっては、地域特性や災害特性を踏まえ、複合災害の発生も含めたリスクシナリオを設定した上で国土強靱化地域計画の具体化を図る。

令和6年能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえ、半島特有の地理的条件を踏まえた「半島防災・強靱化」を推進するなど、半島・離島等の条件不利地域における対策を強化する。陸海空の交通ネットワークの強化によるアクセス困難性への対応を図るほか、上下水道や電力、通信について、地域条件に応じて自立分散型システムの導入を図るなど、運営基盤の強化と耐災害性強化の双方の観点から工夫を講ずる。

- 国土強靱化地域計画に関する2つのガイドラインを統合。
- **国土強靱化推進会議の議論や第1次国土強靱化実施中期計画の内容等を踏まえ、記載、事例を充実。**
- 本ガイドライン等も活用しつつ、伴走支援、出前講座、担当者会議、相談窓口等を通じて、効率的・効果的な地域計画の内容充実を促していく。

ガイドラインの統合

- ・「策定・改定ガイドライン」と「内容充実ガイドライン」を統合し、下記3部構成に再編。
 - 基本編：計画の策定方法を網羅的に記載
 - 内容充実編：策定済の地域計画を継続的に見直し、内容を充実させるための効率的な手法を記載
 - 事例編・資料編：優良な計画・施策等の事例を紹介
- ・計画の内容充実を図っていく際は「内容充実編」を見つつ、適宜「事例編・資料編」を見れば足りるように整理。

記載、事例の充実

- ・国土強靱化推進会議の議論や、第1次国土強靱化実施中期計画の内容等を踏まえ、**国土強靱化と地方創生の連携、総合計画やまちづくり計画との連携、条件不利地域における対策**等について、**計画の策定・改定の進め方に係る記載や、参考となる先進事例を追加。**
- ・その他、コミュニティの強靱化の取組等について記載、事例を充実させたほか、最近発生した災害や法改正等を踏まえた内容の追記や時点更新を実施。

総合計画との一体作成の事例（静岡県御殿場市）

- 御殿場市では、**国土強靱化地域計画と、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化。**
- 庁内の調整や議会・審議会対応、市民参加の手続き等を一体的に実施。
- 効率的、効果的な計画策定、フォローアップが可能となり、計画間で連携した施策の検討にもつながった。**

一体策定した計画の構成

【総論】

総合計画
(後期基本計画)

×

国土強靱化
地域計画

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

総合計画と2計画の対応関係を整理

【分野別計画】

分野別計画

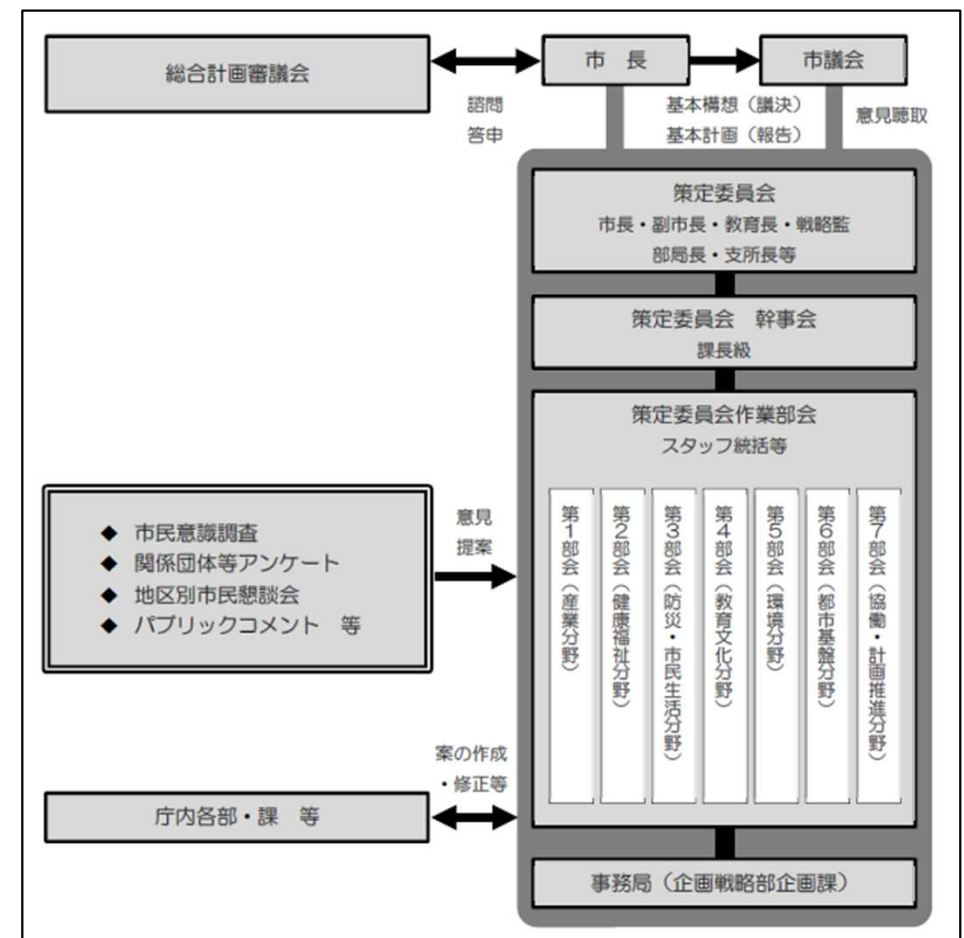
総合計画、2計画各計画共通の施策を分野別に整理

国土強靱化地域計画のリスクシナリオ等と総合計画の施策の関係

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	国の基本計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生直後	応急対策	復旧	復興
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-4 調いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・農地の整備 6-6 交通基盤の整備	●	●		
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●		
	1-3 大規模な火山噴火による多数の死傷者の発生	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	1-4 豪雨や大地震に伴う土砂災害による多数の死傷者の発生	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	1-5 暴風雪や豪雪による多数の死傷者の発生	3-1 危機管理体制の構築	●	●		

策定体制



- 御殿場市では、国土強靱化と地方創生が連携した施策の検討も進んでいる。
- 新たな観光・経済の拠点として、経済活性化と、防災拠点として総合的な防災機能をあわせもつ(仮称)富士山の恵み産業パークの整備を進めている。

(仮称)富士山の恵み産業パーク 基本構想



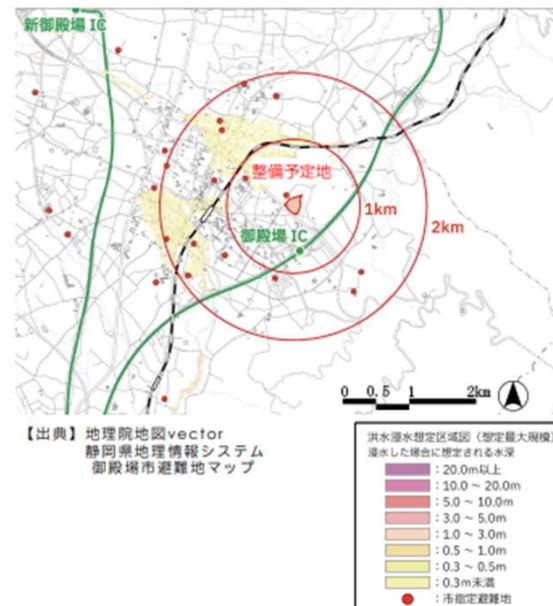
全体俯瞰パース



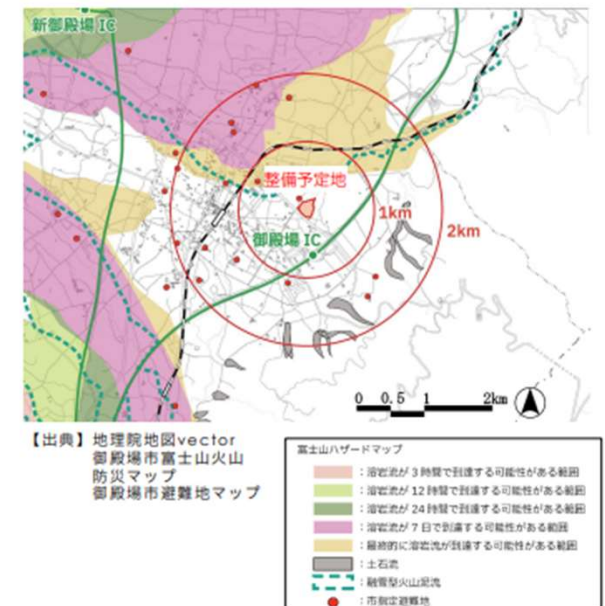
わくわくゾーン(広場)と回廊のイメージ

(仮称)富士山の恵み産業パークのハザード状況

ハザード状況：洪水・浸水



ハザード状況：富士山溶岩流、土石流



- 美波町では、**限られた平地**に形成された市街地の大部分が、南海トラフ巨大地震の津波により、大規模な被害が生じるという防災上の課題がある。
- これまで、まちづくりの方針を踏まえつつ、津波避難タワーの整備等、様々な防災対策を進めてきたが、更なる住民の安全確保や**迅速な復旧・復興への備え**に向け、市街地に近接した高台のエリアに、**平時は、地域住民の憩いの場やスポーツ・交流活動等の場**として機能し、**大規模災害時には、避難場所、応急仮設住宅の建設候補地**となる防災公園等を整備することとした。

(検討・実施体制)

- ・本事業は建設課が主導しつつ、防災機能に関する検討には消防防災課が、管理運営は教育委員会社会教育課が、こども園は福祉課が関与しているなど、庁内で分野横断的な検討体制を構築した。
- ・本事業は地域計画や総合計画に記載されているほか、立地適正化計画にも位置付けているなど、まちづくりに関する計画とも連携した強靱化施策として推進している。



ひわさ
美波町(日和佐地区)市街地の様子



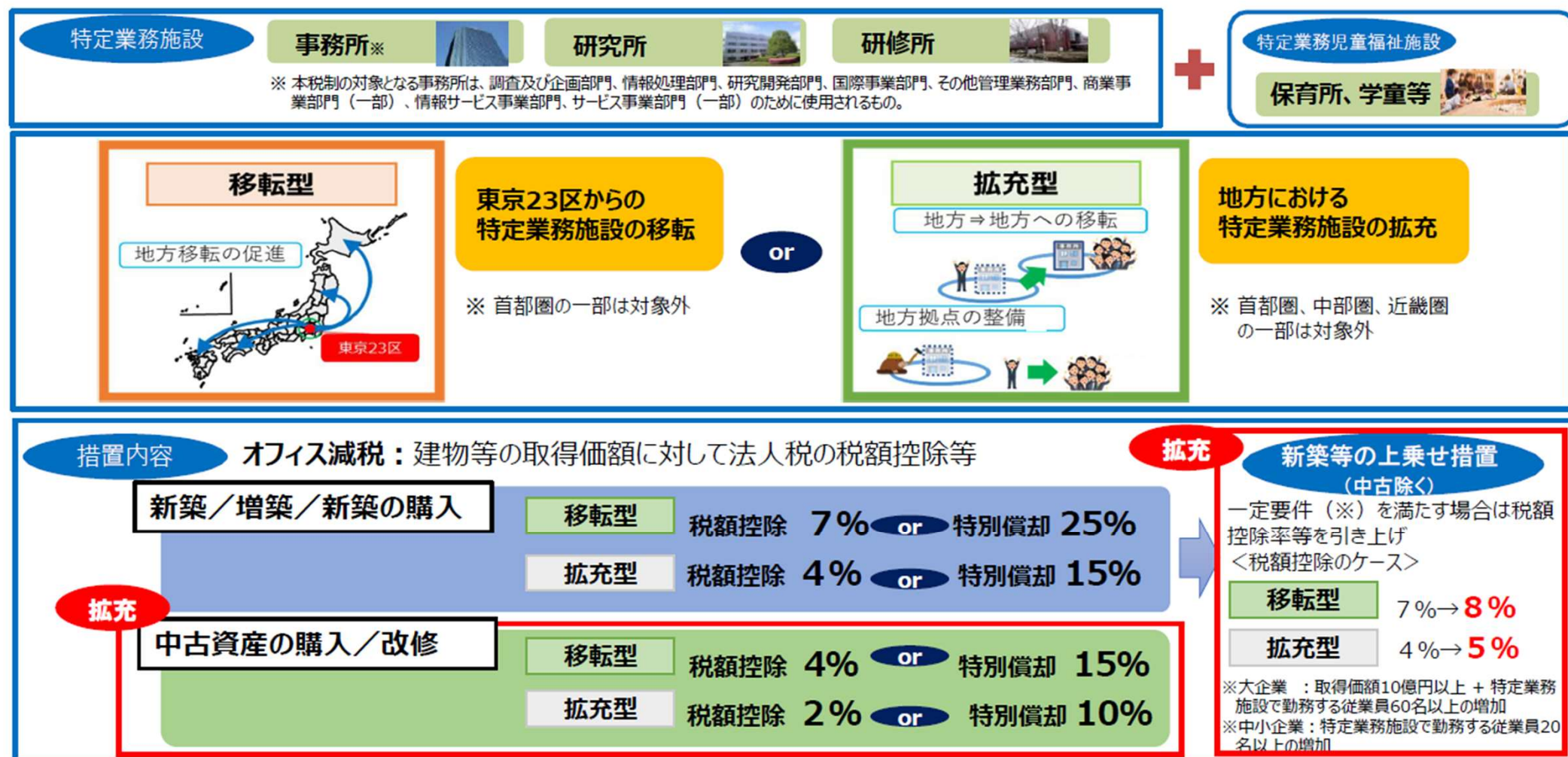
図 高台整備事業の全体イメージ

※イメージであり、変更が生じる可能性があります。

内閣官房 地域未来戦略本部事務局

地方拠点強化税制の概要

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額に応じた税額控除等を措置するもの。
- 令和8年度税制改正により、適用期限を2年間延長するとともに、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修を対象に追加。なお、雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化。



【参考】内閣府地方創生推進事務局・地方拠点強化税制HP (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>)

内閣府
科学技術・イノベーション推進事務局

スタートアップ・エコシステム拠点都市について



令和8年6月

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

第1期スタートアップ・エコシステム拠点都市

- 2020年7月、ディープテック・スタートアップの創出・成長を目的として、地域ごとに、地方自治体、大学、産業界によるコンソーシアムの形成を促すため、これらを「スタートアップ・エコシステム拠点都市」として8地域で選定した。
- 以降、政府と地域の産学官金が連携して総合的な支援を提供。

第1期スタートアップ・エコシステム拠点都市

- 2020年7月、スタートアップ・エコシステム形成の潜在力（スタートアップ・支援者の活動、地方自治体・大学等の取組、人口集積等）を有する8地域で選定

グローバル拠点都市：4か所
東京圏、中部圏、京阪神、福岡市

推進拠点都市：4か所
札幌・北海道、仙台市、広島県、北九州市

- 各拠点都市では、産官学金で一体となって支援し、一定の成果をあげている

<成果に貢献した要素>

- ・「知の拠点」である大学との連携
- ・産官学金の組織を超えたネットワーク（拠点都市での核となる人材の存在）
- ・各都市でシンボルとなる場の存在（インキュベーション施設等の存在）

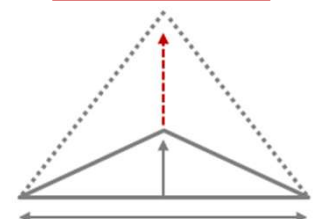
5年間の進展と残された課題

- スタートアップ・エコシステムの「裾野」は拡大、「高さ」は途上

<5年間の進展>

- ・大学発を含むスタートアップ創出数増加
- ・行政課題解決プロジェクト創出数やビジネスマッチング件数等の共創数増加
- ・各都市エコシステム内の繋がりは形成途上

縦の伸びに課題



横を伸ばす支援は拡充

<残された課題>

- ・グローバルに稼げるスタートアップを十分に創出できていない
- ・投資などの面で、海外のスタートアップ・エコシステムとの繋がりが十分に構築できていない

KPIの達成状況（東京圏の例）

KPI	開始時	実績
大学発SU創出数	533社	1,643社
行政課題解決PJ創出数	0件	198件
ユニコーン数	3社	15社



スタートアップの成長を加速させるために、
拠点都市を世界トップレベルのスタートアップ・エコシステムへ
引き上げることが重要

第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市

- 第1期（2020～2024年度）の8都市に加え、今般、新たに拠点都市として5都市を選定し（第2期（2025～2029年度））、加速化プランの下で集中的に支援を実施していく予定
- 「令和の日本列島改造」の柱である「地方イノベーション創生構想」の具体化を図る

グローバル拠点都市

第1期の8都市全て、グローバル拠点都市へ発展

世界に通用する都市の産業・研究ポテンシャルを発揮し、海外エコシステムと連携して世界的ネットワークを形成する拠点都市

- 札幌・北海道 ● 東北圏 ● 東京圏 ● 中部圏
- 関西圏 ● 広島 ● 北九州 ● 福岡

● 広域 ● 中核

KPI（東京圏の例）

ユニコーン数
エコシステムの世界ランキング

第1期末

15社(5年累積)
10位

FY2029末

15社／年
5位以内

NEXTグローバル拠点都市

新規で5都市選定

地域の尖がった産業構造やリソースを活かし、地域経済を活性化しながら海外エコシステムにも繋がる拠点都市

- ★北陸【富山県、石川県、福井県】 ★長野×新潟
- ★瀬戸内【愛媛県、岡山市】 ★熊本 ★沖縄

參考資料

第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市 一覧

グローバル拠点都市

世界に通用する都市の産業・研究ポテンシャルを発揮し、
海外エコシステムと連携して世界的ネットワークを形成する拠点都市

札幌・北海道

札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会[中核]
【札幌市、北海道等】

「宇宙・食・再エネ等を軸に、GX・AIで世界から人材・投資を誘引」

- ✓ 強みである上記3分野において、GX・AIスタートアップへの伴走支援体制を強化（STARTUP HOKKAIDO実行委員会を通じ迅速・柔軟な体制を構築）

関西圏

大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム[広域]
【大阪府、大阪市、堺市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市等】

「ライフサイエンス、グリーン、デジタルを中心としたグローバル化」

- ✓ 万博を起爆剤に、世界との繋がりを強化し、ディープテック分野を軸に、大学の研究力や地場・中堅企業における技術力等の強みを活用したスタートアップ支援の強化

東北圏

仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム[広域]
【仙台市、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県等】

「課題解決先進地域の実現に向けた大学発スタートアップ創出」

- ✓ 復興・人口減等の課題解決に資する実証フィールド提供、医療・材料・防災等で社会的インパクトを有する大学発スタートアップへの徹底支援

広島

広島地域イノベーション戦略推進会議[中核]
【広島県等】

「産学金官言連携によりイノベーションへの挑戦をサポートする土壌」

- ✓ 自動車・造船・鉄鋼の基幹産業や、広島大学の最先端ライフサイエンス技術を活かした産学金官言連携の実現

東京圏

スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム[広域]
【茨城県、つくば市、埼玉県、千葉市、東京都、渋谷区、神奈川県、横浜市、川崎市等】

「世界・全国のエコシステムとの広域連携の推進」

- ✓ 大企業や大学が集積する強みを活かし、日本全国をつなぎ、さらには、日本全国と世界のスタートアップ拠点をつなぎ結節点となる

北九州

北九州市スタートアップエコシステムコンソーシアム[中核]
【北九州市等】

「ものづくり・グリーン等の世界的サステナブルシティ」

- ✓ 鉄鋼やロボット等のものづくり大企業や、リサイクル企業の集積地「北九州エコタウン」等を軸にグリーンテック・スタートアップを創出

中部圏

Central Japan Startup Ecosystem Consortium[広域]
【愛知県、名古屋市、浜松市、岐阜県、三重県、静岡県等】

「ものづくり産業の世界的な集積と競争力により世界への道を拓く」

- ✓ モビリティ、マテリアル等の分野におけるものづくり技術や生産ノウハウなどを世界のスタートアップの革新的な技術やビジネスモデルと融合させ、イノベーションをリードするグローバルな拠点を形成

福岡

福岡 RAMEN TECH コンソーシアム[中核]
【福岡市等】

「アジアNo.1のスタートアップ・フレンドリーシティ」

- ✓ 「RAMEN TECH」をキーコンテンツとした、アジア等の海外都市と国内他拠点を繋ぐゲートウェイとなる拠点の実現

※RAMEN TECH: Revolutionizing Asia: Merging Ecosystems & Networks - Tech

[広域] 広域都市圏型: 複数都市(※複数の都道府県域内の自治体)の量的なポテンシャルを集積・発揮し、多層的な産学官金等で構成するエコシステム

[中核] 中核都市型: 核となる都市の特異なポテンシャルを発揮し、多様な産学官金等で構成するエコシステム

第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市 一覧

NEXTグローバル拠点都市

地域の尖がった産業構造やリソースを活かして、
地域経済を活性化しながら海外エコシステムにも繋がる拠点都市

北陸

北陸スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム
【富山県、石川県、福井県等】

「多様な製造業の集積を核に、世界へ飛躍するスタートアップを輩出」

- ✓ 医薬・ヘルスケア、建設・産業機械、繊維・宇宙に代表される製造業が集積する強みを活かし、3県が連携

熊本

くまもとスタートアップ・エコシステムコンソーシアム
【熊本県、熊本市等】

「半導体・デジタル分野等でのグローバル・スタートアップを創出」

- ✓ 半導体・デジタル分野を中心に、医薬・農水産業分野へ展開し、グローバル・スタートアップの創出・成長を支援

長野×新潟

REGIONAL NEXUS HUB ~NAGANO・NIIGATA~
【長野県、新潟県等】

「ものづくり・食などの地域資源を活かしたスタートアップの創出と集積」

- ✓ 精密・金属加工等のものづくり産業や発酵食品等のフードテックを活かしたスタートアップ創出と、山岳地帯や河川・海による水資源に恵まれた自然環境を特色とする実証フィールドの提供

沖縄

おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム
【沖縄県等】

「未来型ブルーエコノミー拠点」

- ✓ 島しょ地域の特徴を活かした観光・ヘルスケア・エネルギー・サーキュラーエコノミー分野でのグローバル・スタートアップの創出と誘致

瀬戸内

瀬戸内スタートアップコンソーシアム
【愛媛県、岡山市等】

「実証フィールド『SETOUCHI』を活用した産業集積」

- ✓ 海・島・山などの豊かな自然資源と、造船業・鉄鋼業等の製造業や養殖業・果樹農業等の農林水産業などの産業が集積した『巨大実証フィールド』の活用

第1期スタートアップ・エコシステム拠点都市のKPI概況①

- ✓ スタートアップ創出数や共創数など、「裾野」拡大に関するKPIは達成。
- ✓ ユニコーン数や売上100億円以上のスタートアップ数など、「高さ」に関するKPIは途上。

■ グローバル拠点都市

東京	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
ユニコーン	3社	20社	15社	75%
スタートアップ・エコシステム ランキング	ランキング 対象外	世界10位	世界11位	—
大学発ベンチャー数 (加盟大学の総計)	533社	倍増 (1,066社)	1,953社	達成
行政課題解決 プロジェクト創出数	—	50件	198件	達成

京阪神	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
ユニコーン	0社	5社	1社	20%
スタートアップ創出	271社 (過去5年)	542社増	1072社増	達成
大学発ベンチャー	82社 (過去4年)	214社増	358社増	達成

中部	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
ユニコーン	0社	5社	1社	—
売上100億円以上の スタートアップ	0社	10社	1社	10%
資金調達額	87億円	1,000億円	1,125億円	達成
海外スタートアップと のビジネスマッチング 共創件数	—	400件	819件	達成

福岡	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
ユニコーン	0社	5社	1社	20%
時価総額10億超 (累計)	32社	100社	120社	達成
スタートアップVISA 認定数	57社	114件以上	140件	達成

※「ユニコーン」については、各拠点において定義は異なる。

第1期スタートアップ・エコシステム拠点都市のKPI概況②

- ✓ 推進拠点都市においても、同様の傾向。
- ✓ ユニコーン数などの「高さ」に関するKPIは途上。

■ 推進拠点都市

札幌	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
当該年度で資金調達するスタートアップ	23社/年	50社	17社	34%
当該年度での資金調達額	34億円	100億円	255億円	達成

広島	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
イノベーション活動 実行企業率	—%	50%	58%	達成
イノベーション 実現企業率	—%	45%	47%	達成

仙台	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
ユニコーン	0社	1社	1社	達成
スタートアップ 創出・育成(累計)	29社	300社	464社	達成
資金調達額 (単年度)	25億円	50億円	130.9億円	達成

北九州	開始時 (2020年度～)	KPI (2024年度末)	実績 (2024年度末)	KPI達成率 (2024年度末)
ユニコーン	0社	1社	0社	—
市内スタートアップ	22社	100社	101社	達成

※「ユニコーン」については、各拠点において定義は異なる。

スタートアップ・エコシステム拠点都市への主な支援

1 政府による集中支援

□ グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム（GSAP） [R7補正 24.6億円の内数]

- ・ 拠点都市の推薦を受けたスタートアップを対象に、海外トップアクセラレーターによるプログラムを提供し、世界に羽ばたくスタートアップを育成。

※実施主体はJETRO（内閣府で予算を獲得し、JETRO交付金として移し替えたうえで実施）

※R2年度より支援を開始し、R4年度より拠点都市に本社を置く企業を中心と仕様に変更（全国公募+拠点都市発SUへ加点）



□ 各拠点都市が主導したJETROによる海外への販路開拓支援 [R7補正 24.6億円の内数]

- ・ 各拠点都市の国際連携機能強化を目指し、地域ニーズに応じた取組の支援を実施

※R4年度よりGSAPの内数として実施。拠点都市域内の地方JETROへの交付金として支援

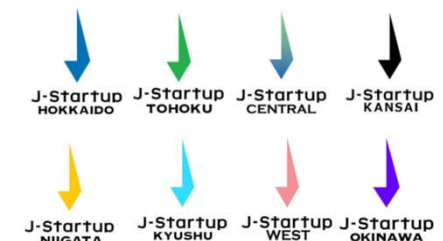


□ 大学間プラットフォームへの支援 [大学発新産業創出基金(R4補正988億円)の内数]

- ・ 拠点都市域内の複数大学が連携し、継続的なスタートアップ創出に向けて、人材・知・資金が循環するエコシステム形成のためのプラットフォームを形成。
- ・ プラットフォームに対して文部科学省より、大学等の研究シーズをSUの起業等に繋げる研究費等を支援。
- ・ R3年度に拠点都市PFを7つ採択（北海道、東北、東京、東海、関西、中四国、九州）し、現在は9 PFを採択（北陸、甲信・北関東を追加）

（参考）J-Startup地域版との連携等

- ・ 経済産業省にて、地域発のスタートアップを官民連携で支援する「J-Startup 地域版」を設立。
- ・ 拠点都市等の自治体と連携し、地域の優れたスタートアップへの支援を強化。



2 政府・拠点都市間ネットワーク形成

□ Startup City Project Networkによる国・拠点都市間の連携促進

- ・ 各拠点都市の形成計画におけるKPI等の達成に向けて、①ビジョンの共有、②取組の後押し、③実行の加速化、に繋がる場を形成

複数自治体での実証を通じて成長したスタートアップの事例

株式会社ティアフォー TIER IV

本社 東京都品川区
設立 2015年12月

会社概要・実証／公共調達等

- ✓ 交通弱者の移動、運転手不足といった地域モビリティの課題に、オープンソース自動運転OSを核にフルスタックで解決。
- ✓ 経済産業省「RoAD to the L4」枠組み等での全国的な実証を実施。
- ✓ 長野県塩尻市でのレベル4特定自動運行許可の取得、石川県小松市での市内一般道におけるレベル4自動運転車の認可取得や、茨城県日立市でローカル5Gを活用した自動運転支援通信システムの実証実験を行うなど、39都道府県103市区町村での自動運転を実証。

WOTA株式会社

WOTA

本社 東京都中央区
設立 2014年10月

会社概要・実証／公共調達等

- ✓ 人口減少や老朽化に伴う上下水道の財政悪化、災害時の断水課題等に対し、小規模分散型水循環システムで対応。
- ✓ 家庭用水循環システムを、経済産業省や国土交通省のプロジェクトとして展開。石川県珠洲市や広島県竹原市などで地域単位の上下水道分散化の実証を推進。
- ✓ 能登半島地震では、断水地域へ約300台の水循環型シャワー・手洗い機を供給し、生活用水と衛生確保に貢献。
- ✓ DMAT事務局と「災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定」を締結し、広域互助組織「JWAD※1」を始動。現在16道府県と協定締結※2し、枠組みを拡大中。

※1：Japan Water Association for Disaster、※2：2026年3月時点

EF Polymer株式会社



本社 沖縄県国頭郡
設立 2020年3月

会社概要・実証／公共調達等

- ✓ 水不足や肥料価格高騰など生産者の課題を解決し、土壌の保水性や保肥力を向上させ、収穫量の向上に寄与。
- ✓ 沖縄県南大東島での実証実験を始め、国内及び海外での実証実験を実施。
- ✓ 農林水産省が推進する「みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画」の事業者として認定を取得し、EFポリマーの使用による化学肥料の削減効果の実証実験を沖縄県内で実施中。

サグリ株式会社



本社 兵庫県丹波市
設立 2018年6月

会社概要・実証／公共調達等

- ✓ 耕作放棄地の解消や、遊休農地の有効活用などの課題に対して、衛星データとAI解析による農地の“見える化”（アクタバ／デタバ／Sagri等）により解決。
- ✓ 神戸市農業委員会や岐阜県下呂市農業委員会へAI診断アプリ「ACTABA」を導入。耕作放棄地の把握を実施し、遊休農地把握の効率化等に貢献。
- ✓ 青森県大鰐町 地域農業再生協議会へ農地の作付け調査効率化アプリ「DETABABA」を導入。作付け調査の効率化等に貢献。

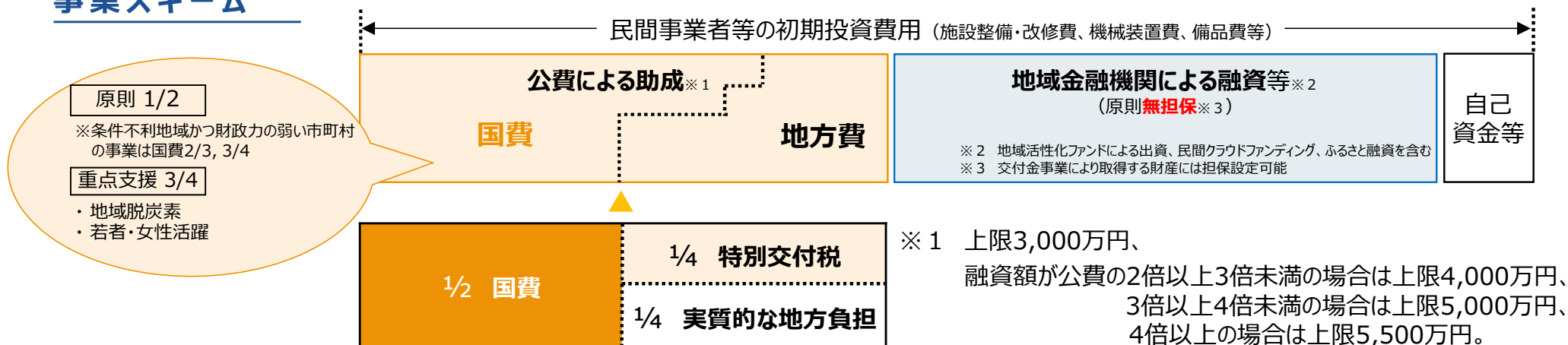
総務省 地域力創造グループ 地域政策課



産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



事例・採択件数

R4 : 15件 R5 : 23件 R6 : 82件 R7 : 108件（過去最高）

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用したしいたけ栽培



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



長野県佐久市

地元産米を活用した酒づくり



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したブリの養殖



「定住自立圏構想」の推進（H21～）

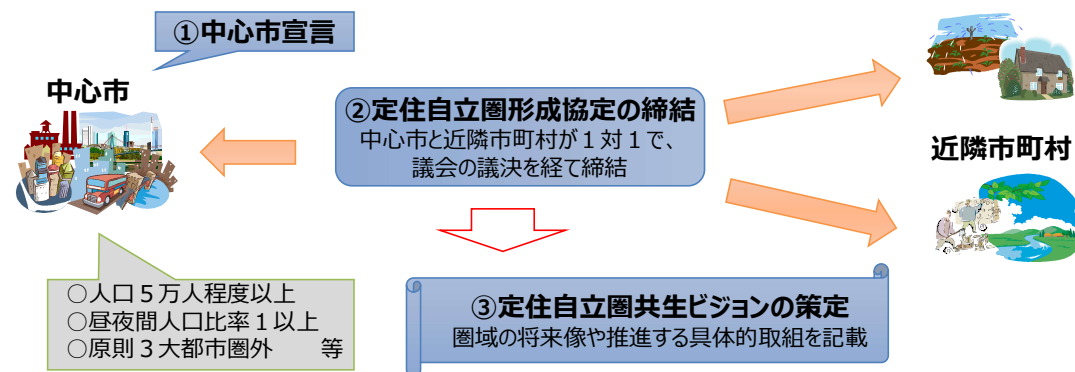
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい、**専門人材の共同確保・育成等**）

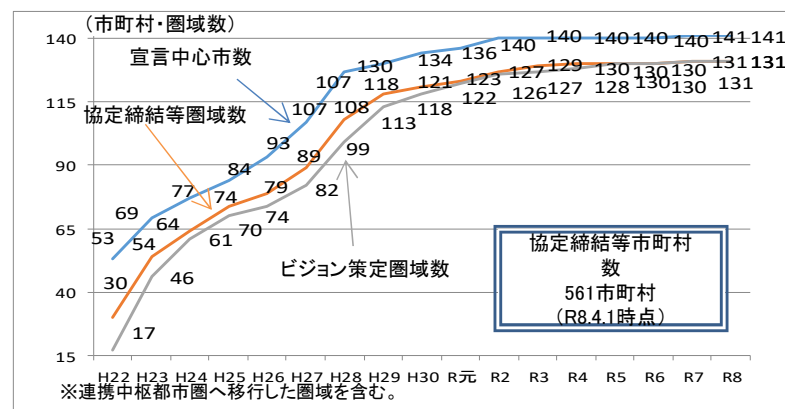
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

R8.4.1現在 131圏域



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

財務省 理財局 国有財産調整課

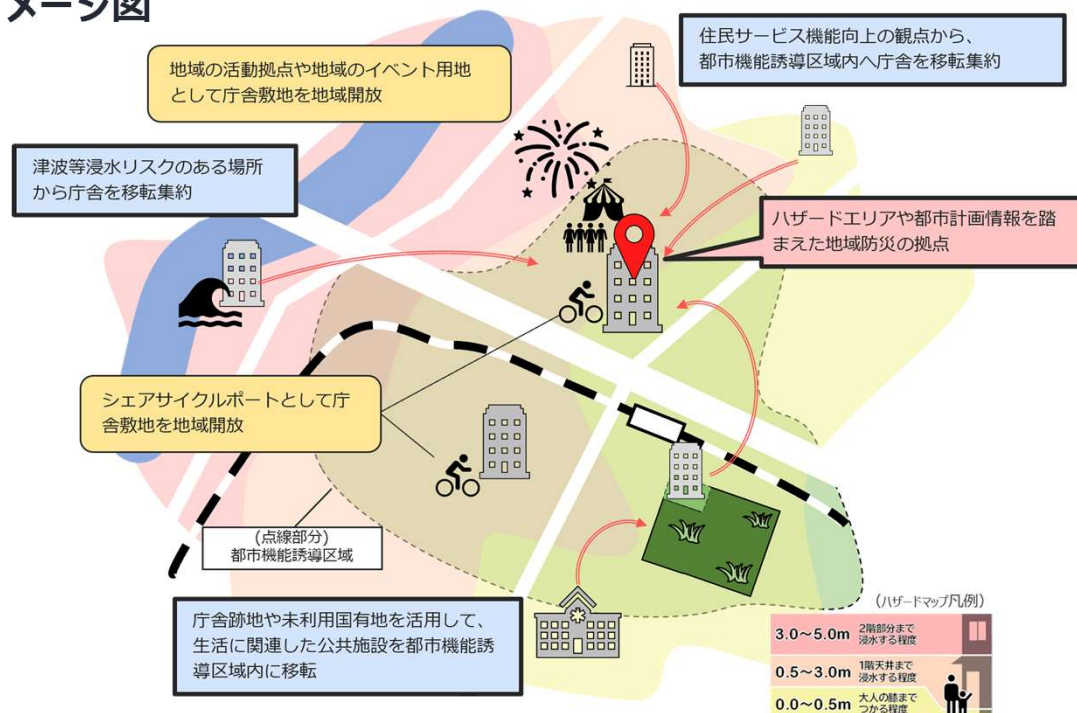
地域における国公有財産の総合的活用

- 地域に所在する国公有財産（行政財産・普通財産）を俯瞰し、地方公共団体が策定する都市計画、防災計画等との整合性を図るとともに、地域に根ざす拠点づくりを進める等、市区町村及びその他関係機関と連携しつつ、地域における国公有財産の総合的活用を推進します。

ポイント

- ① 地域課題と国公有財産の情報を整理し、都市計画・防災計画等との**整合性を可視化**
- ② 地域課題や将来像を踏まえ、国公有財産の利活用の**方向性を整理**
- ③ 地域拠点としての機能や地域防災に資する機能を備え、住民生活の維持・向上及び地域の魅力向上に寄与するよう**庁舎を活用**

イメージ図



▶ 地域の活動に



庁舎内のスペースを開放し、
廃食油回収スポットの設置
など、地域の方々とともに
環境意識向上

▶ 地域の防災力強化に

地域の防災拠点として
活用可能な庁舎を整備



▶ 地域のにぎわい創出に



国施設の移転跡地も活用し、
国と市が一体で整備することで
新たな人流を創出

【市民交流活動センター（丸亀市HPより）】

▶ 地域の拠点に

観光需要増加を見越し、
シェアサイクルポートとして
庁舎敷地を開放



厚生労働省 老健局 高齢者支援課

令和8年度当初予算額 国費：201億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業

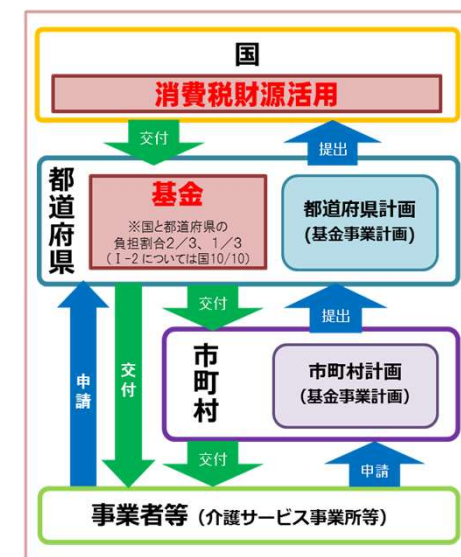
令和8年度配分基礎単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、配分基礎単価の上限額について、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

（参考）過去3年の引き上げ率

R 5	R 6	R 7
+8.9%	+8.1%	+4.7%

<実施主体等>



注）介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を8%加算。

地域医療介護総合確保基金による地域のサービス需要の変化に応じた転用等の支援 (介護施設等の集約・再編支援事業)

令和7年度新設の支援メニュー

- 令和7年度予算において、都市部や中山間地域等におけるサービス需要の変化に柔軟に対応するため、複数の介護施設等の集約・再編を行う際に必要となる整備費を支援するメニューを創設。

介護施設等の集約・再編支援事業

(対象事業)

都市部又は中山間地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行う際に必要となる改築・改修

(事業例)

- ・ 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合
 - ➡ 特養とグループホームを合築する場合 等
- ・ 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合
 - ➡ 別々の区域に所在する2つの特養を合築する場合 等

(その他)

- ・ 市町村長又は都道府県知事が介護保険事業（支援）計画の実施に支障が出る場合は対象外
- ・ 事業者は、生産性向上に向けた取組・事業実施後10年間の事業計画・処遇改善加算の取得状況等を記載した申請書の提出が必要

(対象地域)

都市部等

65歳以上人口の増加が見込まれる市町村
要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、都道府県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

中山間地域等

離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄振興特別措置法に規定する離島、水源地域、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域に定める地域

地域医療介護総合確保基金管理運営要領（抜粋）

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのため事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（D W A T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

1. ⑤ 有料老人ホームに係る見直しについて

現状・課題

- 有料老人ホームには、住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」と、必要な介護サービスは外部の事業所を利用する「住宅型ホーム」の2類型が存在。近年、多様な介護ニーズの受け皿として、その重要性が増大する中、中重度の要介護者の増加など両者は機能的に近接する一方で、制度上の位置付けには顕著な差があり、両者について制度上の均衡確保が課題。
- 「住宅型ホーム」は、制度上、介護サービスの提供への関与が想定されていない。一方で、実態上は、併設・隣接する介護サービス事業所等の利用への限定・誘導などにより、入居者の主体的な介護サービスの選択が制約され、過剰な介護サービスが提供される事例（＝いわゆる「囲い込み」）など、自立支援・重度化防止にとっての課題が顕在化。

見直し内容

※有料老人ホーム：老人を入居させ、①～④のいずれかのサービス(複数可)を提供
①食事の提供、②介護(入浴・排泄・食事)の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理

いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

- 有料老人ホームのうち、**中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームを対象に、登録制を導入**。
(※) 対象ホームは入居対象者の要件で判断。
(※) 中重度の要介護状態となった等の場合に住み替えを求める場合を除き、現存する有料老人ホームの大半が要件に該当することを想定。【老福法】
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」について、**相談支援(ケアマネジメント)を行う事業者や、介護サービスを提供する事業者との独立性確保の措置を新たに導入**【老福法】
(※) 特定の事業者の利用をホーム入居の要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表 等
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対して、**ケアプラン作成と地域生活相談(注)を包括的に提供する新たな相談支援類型(登録施設介護(予防)支援)を導入**(居宅のケアマネジメントとは異なる仕組み)【介保法】
(注) 適切な介護サービスの提供とあわせて、**本人の意思に即した地域活動等への参画も含めてトータルに支援**
- 入居希望者等の選択に資する環境整備として、有料老人ホーム協会による**入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設**
(※) 同協会の業務規定に、ホームによる**入居者紹介事業者(情報提供事業者)の適正な利用の確保に関する調査・研究、情報提供等**を追加【老福法】
- 登録制において、
①「住宅型ホーム」・「介護付きホーム」について、**運営・人員に係る基準及び利用者保護に関する規制を導入**【老福法】
②「住宅型ホーム」について、**新たな相談支援類型の事業者による適切な相談支援、適切な介護サービスの利用を確保する責務を規定**【老福法】
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対して、**ケアプラン作成と地域生活相談を包括的に提供する新たな相談支援類型(登録施設介護(予防)支援)を導入**(居宅のケアマネジメントとは異なる仕組み)【介保法】
(※) ホームと対等な立場で、ホームから入居者の自立支援・重度化防止に必要な情報を得て、相談支援業務を実施
- **新たな相談支援類型について、「介護付きホーム」と同様、原則1割の利用者負担**【介保法】

1. ⑤ 有料老人ホームに係る見直しについて（参考）

＜有料老人ホームについて＞

有料老人ホーム（施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名）＊1

「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数： 約2万棟（うち、サ高住 約7千棟）
- 定員数： 約63万名（うち、サ高住 約24万名）

「介護付き」有料老人ホーム（特定施設＊2）

- 施設数： 約5千棟（うち、サ高住 約800棟）
- 定員数： 約32万名（うち、サ高住 約3万8千名）

※厚生労働省調べ（R6.6.30時点）。

＊1 有料老人ホーム

老人福祉法に基づき、老人の福祉を図り、その心身の健康保持及び生活の安定を図るための居住施設。都道府県等への事前届出。（要件）①～④のいずれかを提供

- ①食事の提供
- ②介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③洗濯・掃除等の家事の供与
- ④健康管理

※ 運営・人員基準なし（ガイドラインのみ）

※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

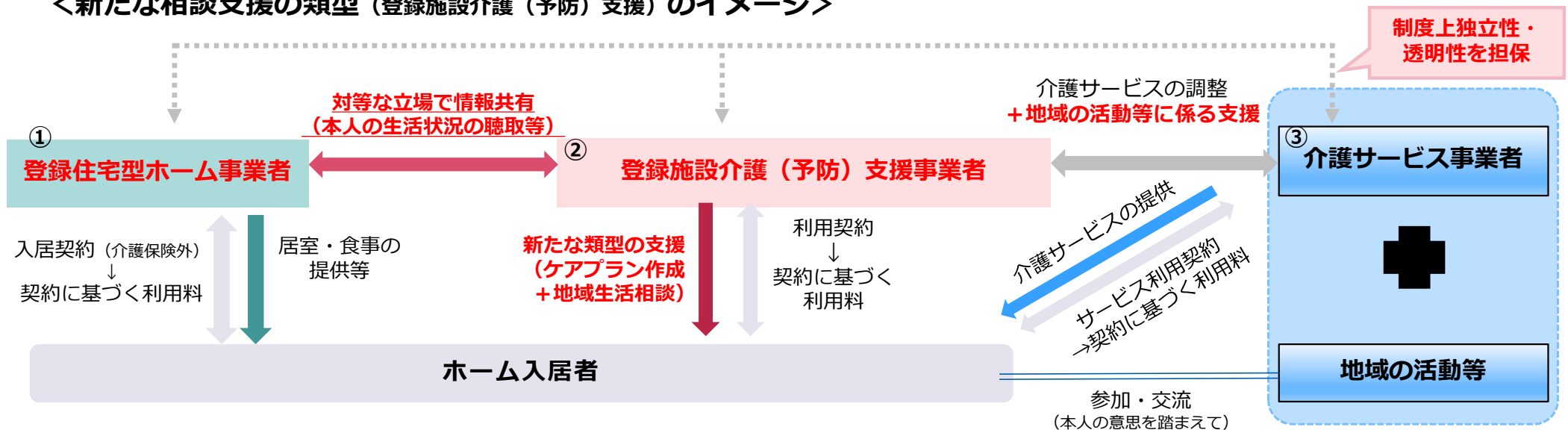
＊2 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホーム等が介護サービスを直接提供。

※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。

※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

＜新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ＞



※ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

1. ⑥ 介護保険事業（支援）計画の見直し

現状・課題

- 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、介護保険事業計画・支援計画について、**2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。このような中、現在、中長期的な推計は、介護保険法上、市町村の任意記載事項としており、都道府県を含めた多くの自治体で記載されているが、記載内容にはばらつきがある。
- 医療と介護の連携という観点も含め、**2040年に向けて、都道府県と市町村が共通の課題認識をもち、市町村を越えた広域的な議論を行い、必要な取組を進めること**が求められている。

見直し内容

- 市町村・都道府県が策定する**介護保険事業計画・支援計画の記載事項に「介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組」等を追加し、2040年に向けて、地域医療構想とも連携しながら、地域の介護サービス提供体制など地域課題の解決を図る。**

1. 介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組の追加

- ・ 保険料の算定に必要となる「各年度における介護サービス等（*）の量の見込み」に加えて、**「介護サービス等（*）の量に関する中長期的な推計」及び「中長期的なサービス提供体制の確保に関する施策」を市町村・都道府県が策定する介護保険事業計画・支援計画の必須記載事項**に加える。
（*）地域支援事業を含む。

※ 市町村計画において、介護サービス等の量の見込み等に関して、**有料老人ホーム・サ高住等の入居定員総数を勘案することとする。**
また、改正医療法により都道府県計画と新たな地域医療構想との整合性の確保を図ることとされており、今回の改正により**市町村計画において医療・介護連携の状況を勘案することとする。**

2. 人材確保・生産性向上・経営改善の取組の追加

- ・ 都道府県の責務とすることに伴い、**「人材確保・生産性向上・経営改善の取組内容・目標」を都道府県が策定する介護保険事業支援計画の必須記載事項**に加える。

**厚生労働省 老健局
認知症施策・地域介護推進課**

介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の取扱いについて

運転手等の人材確保等が課題となる中で、地域における交通資源の有効活用を図る観点から、

- ① デイサービスなどの介護事業所等が保有する送迎車両について、空き時間など利用者へのサービス提供に支障がない場合に、他の用途への活用を可能とするほか、
- ② 介護事業所等の送迎業務について、地域の交通関係事業者など第三者への委託（複数の事業所での共同委託も含む）を可能とする取扱いとしている。

【送迎車両の共有】

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

第三 介護サービス 六「通所介護」

2「設備に関する基準」（居宅基準第九十五条）

（4）設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。

（中略）

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

【送迎業務の共同委託】 「令和6年度報酬改定に関するQ&A（Vol.1）(令和6年3月15日)」より抜粋

問 67： A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。また、複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。

答： ・ 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。

なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。

・ 別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。

（以下略）

介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の事例

※ 本取組については、国土交通省 令和7年度「交通空白」解消パイロット・プロジェクト(第4弾)にも採択

滋賀県野洲市

①「通所介護施設共同送迎サービス」

○概要

滋賀県野洲市では、市内で地域共生社会づくりのため各種事業を実施している地域団体が主体となり、行政・介護事業所・民間企業とも連携しながら、介護事業所が単独で行っている**送迎業務を当該地域団体に集約**し、複数の通所介護施設に通う利用者を地域一帯で共同運行するサービスを実施。

○取組内容

- ・令和5年4月～8月に共同送迎に関する実態・ニーズ調査
- ・令和5年9月～11月実証実験実施。
- ・令和6年10月～有償運行開始。(8事業所が参加)

○共同送迎の内容

- ・共同送迎は朝夕の時間帯を中心に実施。
- ・運行エリアは発着地点(事業所またはご利用者宅)のいずれかが野洲市内

○実施体制

- ・地域団体が全て自前で運行。
- ・ドライバーは福祉有償運送運転者講習を修了した者。(登録者約40名)
- ・送迎業務管理について、民間企業が開発したシステムを活用

②「高齢者移動支援モデル事業」 ※空き車両活用事例

○概要

上記①の共同送迎サービスの**送迎車両の空き時間**を活用し、地域団体が、ひきこもりがちな**高齢者の移動支援**を行うことにより、生きがいの創出や、介護予防につながるためのサービスを実施。

○移動支援内容(介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスB)

- ・買い物付添支援(スーパーへの送迎+ドライバーによる買い物付添支援)
- ・その他の生活支援(利用者の自宅に訪問し、掃除、買い物代行、草取り等)

○対象者

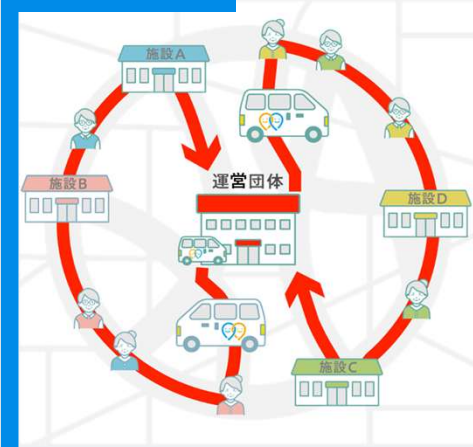
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の対象者(要支援者等)
- ・通所介護施設共同送迎利用者

「ゴイッショやす」

～共同送迎を移動のプラットフォームに～
介護送迎のアセットをフル活用し、地域の移動課題の解決を目指す

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
共同送迎(迎え)			介護送迎を行わない時間帯						共同送迎(送り)		

共同送迎



買い物付添支援等



出典：野洲市からの提供資料をもとに厚生労働省において作成

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（D W A T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

1. ② 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

現状・課題

- 高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少により介護人材や専門職の確保が困難。**必要なサービスを維持するため、地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを設けることが必要。**
- ※ 特に訪問介護等について、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担、季節による繁閑等から、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている。

見直し内容

- 中山間・人口減少地域（※）において、柔軟にサービス基盤を維持・確保できるようにするため、**地域の実情に応じて、管理者や専門職常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等の配置基準の弾力化や包括的な評価の仕組み（月単位の定額報酬）の導入が可能となるよう、特例介護サービスに新たな類型（「特定地域サービス」）を創設する。**
- ※ 国において一定の基準を示した上で、都道府県が、市町村の意向を確認して対象地域（特定地域）を決定。
- こうした給付による特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制の維持が困難なケースに対応するため、**市町村が地域支援事業として、介護保険財源を活用して、給付に代えて居宅サービス等を実施可能な仕組み（「特定地域居宅サービス等事業」）を創設する。**

	指定サービス	特定地域サービス	特定地域居宅サービス等事業	＜報酬（収入）のイメージ＞	
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域	【現行】 （出来高）	【特定地域サービス】 （包括的な評価）
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	指定サービスより緩和された国の基準に従い、都道府県等が条例で規定 ※職員の負担や質の確保への配慮が前提	規定なし	これらに加えて、中山間・人口減少地域におけるサービス提供に要する追加的な経費等を勘案	
報酬	全国一律の介護報酬	介護報酬（包括的な評価の仕組みを導入可）	事業費	＜特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース＞	
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等		
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託		

地域の実情に応じて選択可能な新たな仕組み
※介護保険財源を活用

※障害福祉分野においても特定地域サービスを創設

**経済産業省 経済産業政策局
地域経済産業政策課**

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための 産業競争力強化法等の一部を改正する法律の概要

背景・法律案の概要

- ✓ 米国の関税措置等の国際経済事情の変化、資源価格の変動等によるインフレ圧力、人口減少や少子高齢化等の経済社会情勢が変化する中、産業競争力の一層の強化を図るためには、我が国企業の事業活動を持続的に発展させることが重要。
- ✓ このため、①国内投資の促進による事業の高付加価値化、②海外需要開拓や安定的な原材料確保を通じた供給網の強靱化、③事業活動の基盤となる用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持を一体的に行う。

1. 事業の高付加価値化のための設備投資の促進【産業競争力強化法】

- ・国内での高付加価値な成長投資を、「大胆な投資促進税制」や、計画認定制度に基づく金融支援等により促進。

(1) 「大胆な投資促進税制」による国内における高付加価値な成長投資の促進

- ・全業種を対象に、①投資利益率が15%以上、②投資規模が35億円(中小：5億円)以上等の「特定生産性向上設備等」を経済産業大臣が確認した場合に、即時償却又は税額控除7%等を適用。

※租税特別措置法に基づく特例。令和11年3月31日までに投資計画の確認を受けた者が確認を受けた日から5年の間に取得等をして事業の用に供した機械及び装置、建物、建物付属設備、構築物、器具備品、工具、ソフトウェアが対象

- ・事業適応計画（国際経済事情激変型）の認定を受けた事業者については、最大3年間、税額控除の繰越が可能。

(2) 金融支援による高付加価値な成長投資に向けた資金調達の円滑化

- ・事業適応計画（国際経済事情激変型・事業費上昇型）の主務大臣認定を受けた場合に、金融支援を措置（日本政策金融公庫のツーステップローン等、中小機構の債務保証、社債管理者の設置義務の緩和）。

2. 本邦企業の供給網の強靱化への対応【貿易保険法】

- (1) 本邦企業の供給網の強靱化の対応のために特に必要な外国政府との取決め（日米政府の戦略的投資イニシアティブを想定）に係る特別な引受業務の創設

- (2) 特別な引受業務の経理を行う特別勘定、特別勘定の健全性の確保等のための国債の交付に係る措置の創設

3. 産業用地等の産業基盤の整備【地域未来投資促進法】

(1) 産業用地確保のための既存用地の条件改善

- ・生活環境との調和、地元の理解を前提に、「地域経済牽引事業」※の用に供される工場等の工場立地法の緑地規制を特例緩和

※地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業

- ・地域経済牽引事業の用に供されるデータセンター（工業用水給水区域に限る）に対する、工業用水の供給の義務付け

- ・財政力の低い自治体が、地域経済牽引事業に係る土地・建物の固定資産税を減免する場合に減収分を国が補填する措置について、機械・装置を対象に追加

(2) 産業用地整備に係る計画承認制度の創設

- ・都道府県又は市町村による地域経済牽引事業のための産業用地の整備に関する計画の承認

- ① 官民連携で産業用地の整備を進める際の土地譲渡に係る課税特例※

- ② 中小機構による融資及び助言

※租税特別措置法に基づく措置

4. 産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持【産業競争力強化法】

(1) 生活維持役等供給事業効率化の計画認定制度の創設

- ・生活必需品の販売、交通、物流、SS（ガソリンスタンド等）、自動車整備等の需要減少・供給不足に対応し、事業の効率化（合理化、多角化、広域化）により採算性向上を図る計画を認定。

- ・主務大臣が実施指針を策定し、事業者が申請した計画を行政庁（市町村長、都道府県知事又は主務大臣）が認定。

- ①金融支援：信用補完、公庫の低利融資、中小機構等の債務保証

- ②事業円滑化：生協の員外利用許可と事業計画の認定手続のワンストップ化
地方公務員が参画する事業計画における兼業許可権者との事前協議
（認定及び許可の判断の整合性を確保し、円滑な事業実施を可能に）

- ③組織変更等：事業協同組合等の設立要件の緩和（発起人数：4人→3人）、事業譲渡の債権者承認手続の簡素化等

(2) 支援機関の認定制度の創設

- ・事業効率化の計画策定・伴走、情報提供等を実施する支援機関を認定。

※ 商工団体、地域金融、生協、農協等の協同組合、産業・職能別団体等

- ・市町村等は、認定支援機関等を構成員とする協議会を組織可能に

**中小企業庁
経営支援部 商業課**

環境省 大臣官房地域政策課



コンパクト・プラス・ネットワークに関連する施策

2026年6月24日



地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定） コンパクト・プラス・ネットワーク等関連記載抜粋



第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

（1）目標達成のための分野横断的な施策

（d）脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

○脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、**コンパクト・プラス・ネットワークの取組、人中心の「まちなか」づくり、都市のエネルギーシステムの効率化等による脱炭素に資する都市・地域づくりを引き続き推進**する必要がある。

このため、**立地適正化計画や低炭素まちづくり計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進**や歩行者利便増進道路（ほこみち）と滞在快適性等向上区域の併用等による「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成の推進、都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の推進を図るとともに、**都市内のエリア単位の脱炭素化**について、**エネルギーの面的利用**、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や緑地の保全・創出、3D都市モデル（PLATEAU）等のデジタル技術の活用、環境に配慮した優良な民間都市開発事業への支援等による都市再生等、民間資金の活用等を含めた包括的な取組及びスマートシティの社会実装を強力に推進する。また、都市公園への再生可能エネルギーの導入を推進する。

地方公共団体実行計画及び地域気候変動適応計画に関して、**都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画**その他施策との**連携を図りながら、取組を進める**。（略）

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

○地方公共団体実行計画区域施策編に基づく取組の推進

4. 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進

（略）**都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画、森林計画、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通計画**などの温室効果ガスの排出の量の削減等と関係性を有する施策について、**当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮する**。例えば、業務中心地区や工業団地等における**地域全体のエネルギー管理システム（CEMS）や自営線マイクログリッド・地域熱供給の導入などの面的な取組から、コンパクト・プラス・ネットワークの取組**、鉄道を始めとする**公共交通の利用促進**、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成、スマートコミュニティの構築、グリーンインフラの社会実装、Eco-DRRの活用を通じて人工構造物の設置を回避することによる排出抑制などの広域的な取組まで、**地方公共団体を中心となって進める取組が強く期待される**。（略）

地域脱炭素（地域GX）

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**地場産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力・レジリエンス強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決に貢献し、強い地域経済の構築に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、
バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

地域主体間の連携

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



【参考】脱炭素先行地域等の地方創生・地域経済活性化に資する事例（地域GX）

＜企業誘致・地場産業育成＞

①再エネ産業団地の創出
×データセンター等誘致
(北海道石狩市)



ZED石狩

②国産中型風力発電×国産
メーカー・地元事業者育成
(北海道厚沢部町)



③県主導のRE100産業エリア
の創出×半導体産業等誘致
(熊本県・益城町)



④脱炭素×金属工業団地
(使用済みPVリサイクル)
(富山県高岡市)



⑤再エネ工業物流エリアの創出
(静岡県静岡市)



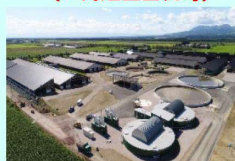
＜まちづくり＞

⑥LRT沿線を核としたまちの脱炭素化
(栃木県宇都宮市・芳賀町)

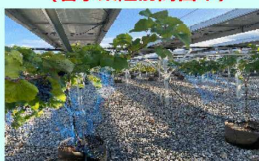


＜農林水産業振興＞

⑦畜産ふん尿等を活用
した全町脱炭素化
(北海道士幌町)

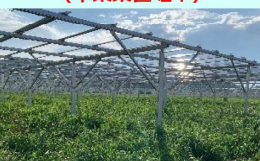


⑧営農型太陽光発電による
津波被災跡地の活用
(岩手県陸前高田市)



“農作物：ブドウ”

⑨営農型太陽光発電による
農業の持続性向上
(千葉県匝瑳市)



“農作物：大麦・大豆”

⑩脱炭素×スマート農業
(島根県邑南町)



地元高校のスマート農業ハウス

⑪木質バイオマス発電
による林業活性化
(高知県梼原町)



＜観光振興・インバウンド＞

⑫脱炭素×観光地活性化
(島根県松江市)



⑬文化遺産の脱炭素化
×観光振興(京都府京都市)



＜防災力・レジリエンス強化＞

⑭脱炭素×復興まちづくり(福島県浪江町)



浪江駅周辺の再開発完成イメージ

⑮避難所等への太陽光・蓄電池の
設置によるブラックアウトへの対応
(石川県珠洲市)



※令和6年能登半島地震で珠洲市役所で導入した太陽光発電及び蓄電池が機能発揮

＜その他地域課題解決＞

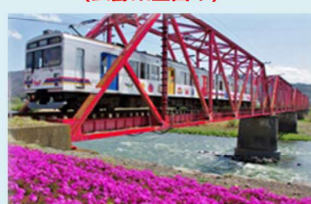
⑯下水処理場の脱炭素化×住民負
担の軽減(秋田県・秋田市)



⑰地域協働型小水力発電による地
域内資金循環(岐阜県高山市)



⑱脱炭素×赤字ローカル線維持
(長野県上田市)



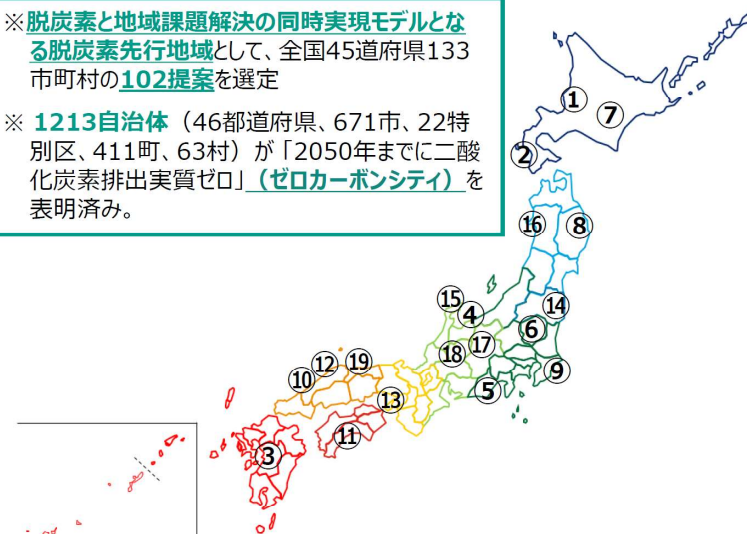
⑲脱炭素×地域バス路線維持
(鳥取県鳥取市)



現在運行中のコミュニティバス

※脱炭素と地域課題解決の同時実現モデルとな
る脱炭素先行地域として、全国45道府県133
市町村の102提案を選定

※1213自治体(46都道府県、671市、22特
別区、411町、63村)が「2050年までに二酸化
炭素排出実質ゼロ」(ゼロカーボンシティ)を
表明済み。



地域経済分析・地域指標分析

地域経済循環分析・経済波及効果分析ツール

- 環境省では、以下の2つのツールを無償公開

① 地域経済循環分析自動作成ツール

地域経済の構造や資金の流れ、産業間の繋がりを可視化する

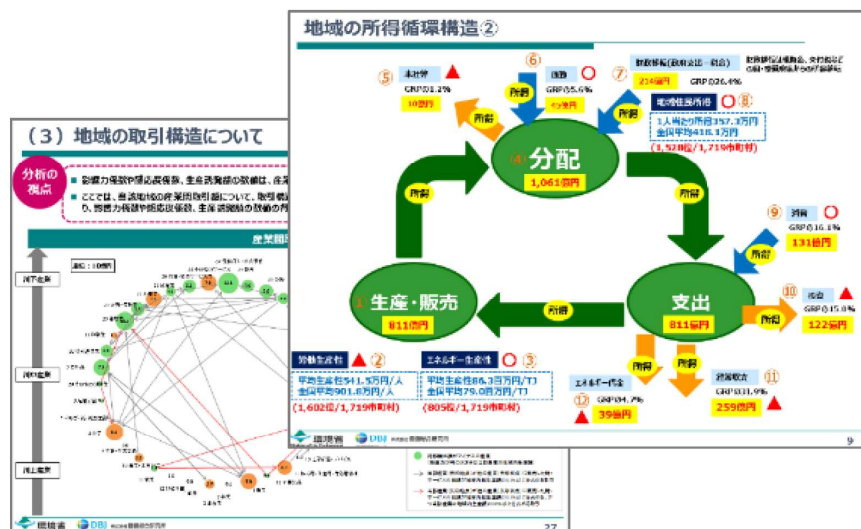
② 地域経済波及効果分析ツール

再エネ導入や空き家対策等による地域への経済効果を試算できる。
事業スキームを自由に設定し事前シミュレーション・事後評価が可能。

ツールダウンロードはコチラ



自治体による
活用事例集
も公開中！



地域経済循環分析自動作成ツール出力例

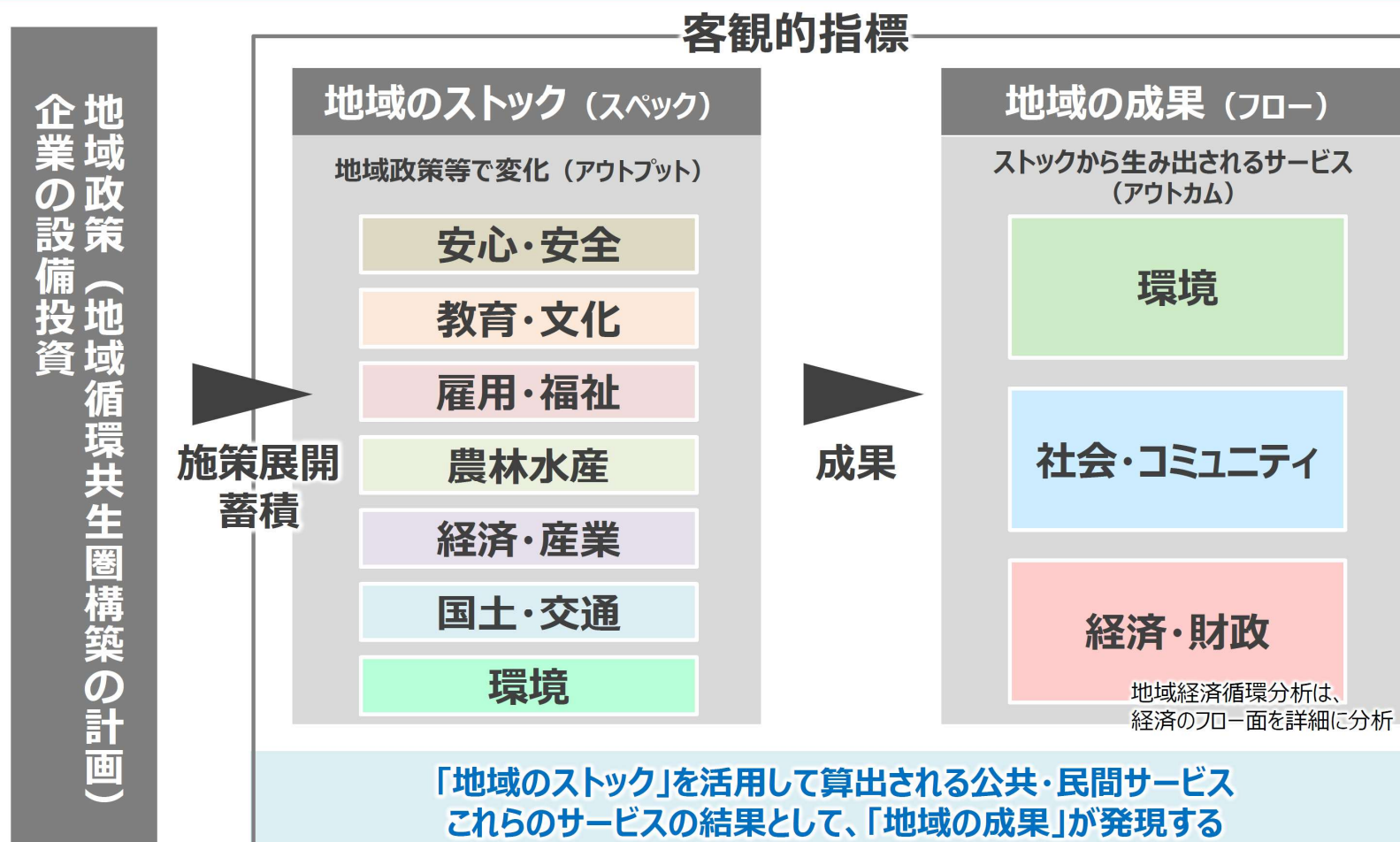
	環境対策の施策メニュー
①	太陽光発電（売電）
②	太陽光発電（自家消費）
③	木質バイオマス発電（売電）
④	中小水力発電（売電）
⑤	地熱発電（売電）
⑥	陸上風力発電（売電）
⑦	洋上風力発電（売電）
⑧	熱供給
⑨	食品廃棄物リサイクル

地域経済波及効果分析ツールで試算可能な施策メニュー

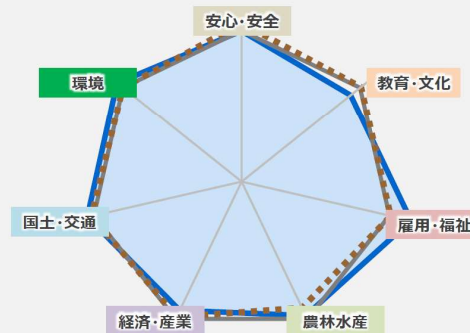
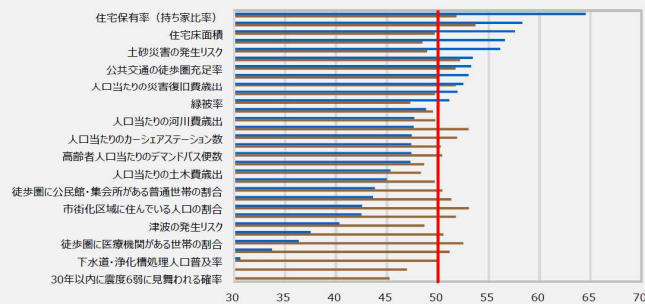
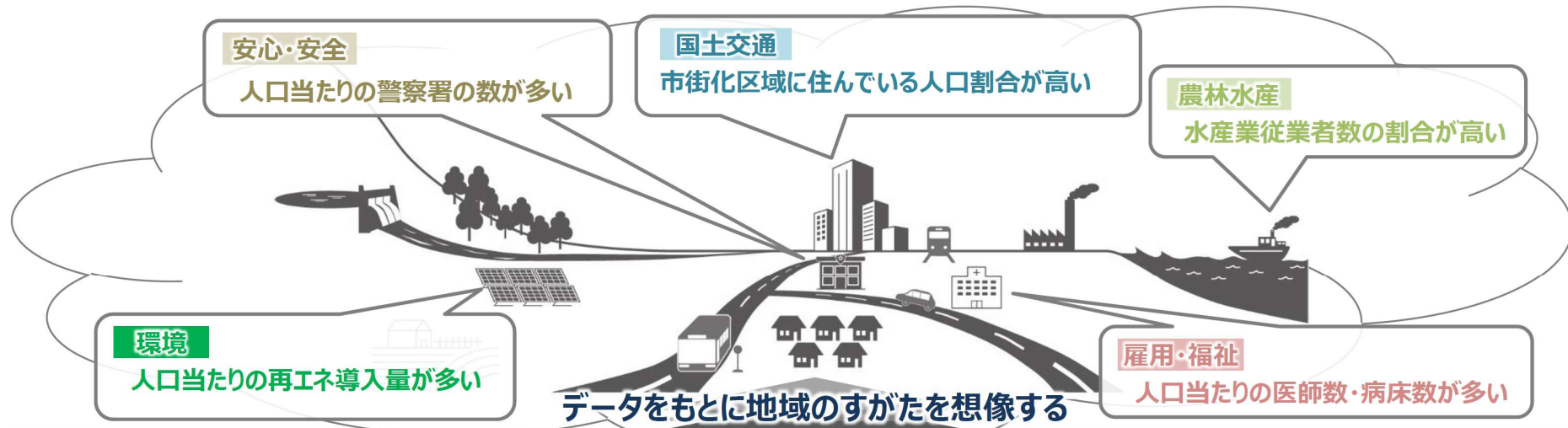
	地域施策の施策メニュー
①	空き家対策（移住による居住人口増加）
②	高齢者の健康増進（元気高齢者の増加）
③	少子化対策（子供の増加）
④	観光振興（観光客の増加）
⑤	設備投資（設備投資の増加）
⑥	高効率ボイラー等の設備投資（省エネによる節約）
⑦	公共事業（公共投資の増加）
⑧	域外への販路開拓（域外への販売額の増加）
⑨	域内調達の増加（域内企業取引の増加）
⑩	中心市街地活性化（地元商店街での消費の増加）
⑪	企業誘致（域内生産の増加）

地域指標分析＝環境・社会・経済面の指標を可視化

- 地域のすがたを把握し、持続可能な地域づくりへつなげるためのツール。
<https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/shihyou-bunseki/>
- 全国1,741市区町村で統一的に入手可能なデータを**客観的指標（地域のストック・地域の成果）**として分野ごとに**偏差値化**することで、地域間の相対的比較から、**地域の強み、弱み、課題を定量的に把握**。



地域指標分析では客観データから地域のすがたを想像



No.	指標名	A市		同規模地域平均		全国平均 (実数値)	全国 順位
		指標値	実数値	指標値	実数値		
1	人口当たりの商店街数	62.31	31.39 箇所/10万人	47.44	9.47 箇所/10万人	13.25 箇所/10万人	154
2	人口当たりの消費の流入額	57.80	0.79 百万円/人	51.13	0.07 百万円/人	-0.05 百万円/人	64
3	労働従事者数の割合	50.73	0.63 %	51.85	0.67 %	0.6 %	724
4	人口当たりの所得の流入額	49.64	0.59 百万円/人	49.03	0.3 百万円/人	0.76 百万円/人	1,181
5	人口当たりの工業用地の面積	48.70	0.39 m/人	51.80	1.07 m/人	0.68 m/人	449
6	金融業の付加価値シェア	48.07	0.76 %	52.31	1.02 %	0.88 %	909
7	人口当たりの高工資流出	47.76	11.41 千円/人	48.93	28.49 千円/人	44.14 千円/人	1,274
8	人口当たりの地産産業関連施設数	46.83	5.71 箇所/10万人	48.97	15.06 箇所/10万人	19.58 箇所/10万人	1,026
9	事務所有施設数の総事業所数に占める割合	45.39	9.61 %	51.93	13.58 %	12.41 %	1,120
10	労働事務所有施設の総事業所数に占める割合	45.36	10.55 %	52.19	8.06 %	8.86 %	1,247

地域指標では、全国一律で入手可能なデータ（客観的指標）を網羅的に整備

自然共生サイト

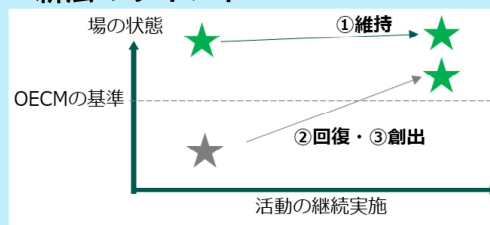
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、令和7年3月末時点で328か所を認定。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、「地域生物多様性増進法」が令和7年4月1日に施行。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に。
- 従前制度における認定に加えて、令和8年3月末時点での自然共生サイトは合計569か所。
- 申請主体は企業が約半数で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

<自然共生サイトの経緯>

2020年 12月	検討開始
2022年 4月	30by30ロードマップ公表
12月	昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択
2023年 4月	自然共生サイト制度の開始
10月	自然共生サイトの初認定
2024年 4月	地域生物多様性増進法成立
2025年 4月	地域生物多様性増進法施行
9月	令和7年度第1回認定
12月	令和7年度第2回認定
2026年 3月	令和7年度第3回認定

<新法のポイント>



- ①維持については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECDの基準を満たすもの）を想定。
- ②回復及び③創出については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

<認定された「自然共生サイト」の例>



盛岡セイコー工業 わくわくの森・わくわくトープ (岩手県)



日本製紙 鳳凰社有林 (山梨県)



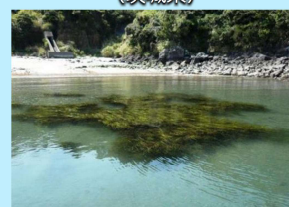
コウノトリ育む祥雲寺水田とビオトープ (兵庫県)



つくばこどもの森保育園 (茨城県)

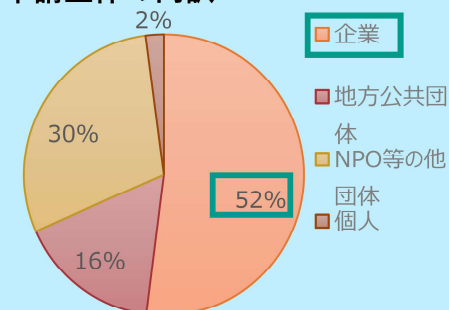


三井住友海上駿河台緑地 (東京都)



山川の海のゆりかご (鹿児島県)

<申請主体の内訳>



<令和7年度第1回認定式の様子>



令和7年9月30日、東京

自然共生サイトの認定例（都市の緑地）

北海道大学札幌キャンパス
(北海道札幌市・国立大学法人北海道大学)



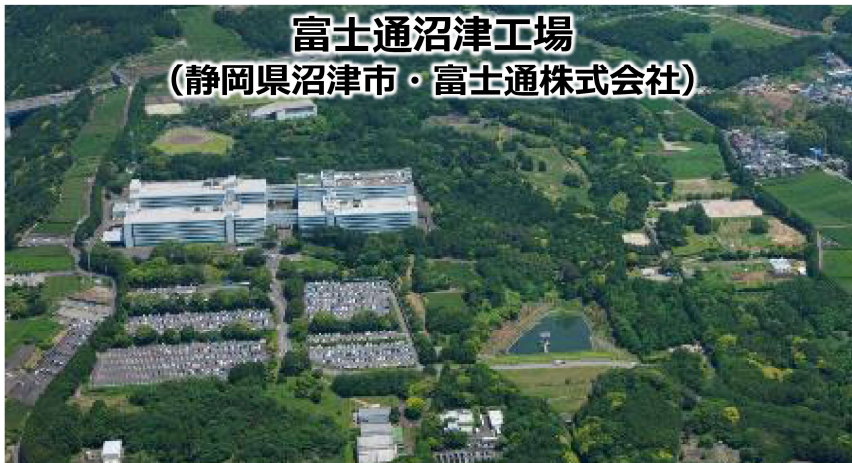
- ・ 管理方針を策定し、データ蓄積、保全策検討等を継続。
- ・ 461種の在来植物の他、多くの希少種を確認。

大手町タワー
(東京都千代田区・東京建物株式会社)



- ・ 土地の成り立ち等に関する調査を踏まえ、地域性種苗、在来種を使用した「本物の森」を創出

富士通沼津工場
(静岡県沼津市・富士通株式会社)



- ・ 工場敷地（約53 ha）の約80%を占める緑地
- ・ 自然林・茶畑等を維持し、地域イベントも実施

三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館
(東京都千代田区・三井住友海上火災保険株式会社)



- ・ 1984年の竣工当時から「周辺環境との調和」を掲げ、生態系ネットワークを意識した在来種中心の屋上緑地等を創出。

參考資料

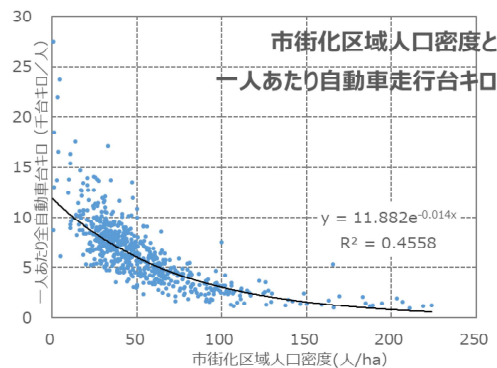
地域循環共生圏③ 国土利用、土地利用

- 自動車走行量の減少等を通じて、CO2排出量削減に寄与することから、都市のコンパクト化や都市間を含む持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（コンパクト・プラス・ネットワーク）や、ウォーカブルでコミュニティ空間を重視した都市・地域づくりは有効。
- 生物多様性の保全と持続可能な国土利用・土地利用を進めるに際して、ランドスケープアプローチの適用が有効と考えられるが、合意形成の制度化等、手法と実践における課題が指摘されている。

コンパクト・プラス・ネットワーク

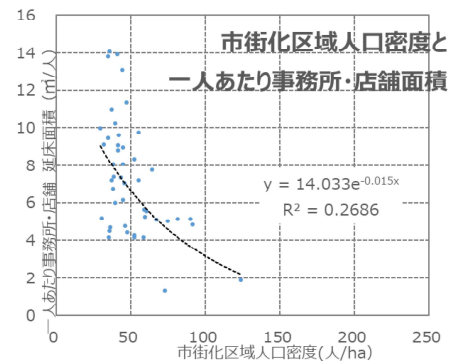
- 都市のコンパクト・プラス・ネットワークとは、市街地の集約化と都市間を含む地域公共交通ネットワークの形成である。
- 実際、拡散型の市街地を有する都市は、集約型の市街地を持つ都市と比べて、一人当たり自動車走行量が増え、一人当たり事業所・店舗の延床面積))が広くなる傾向にある。

市街化区域人口密度と自動車走行量の関係



(出所) 土地利用・交通モデル(全国版)、都市計画年報(H27)から作成

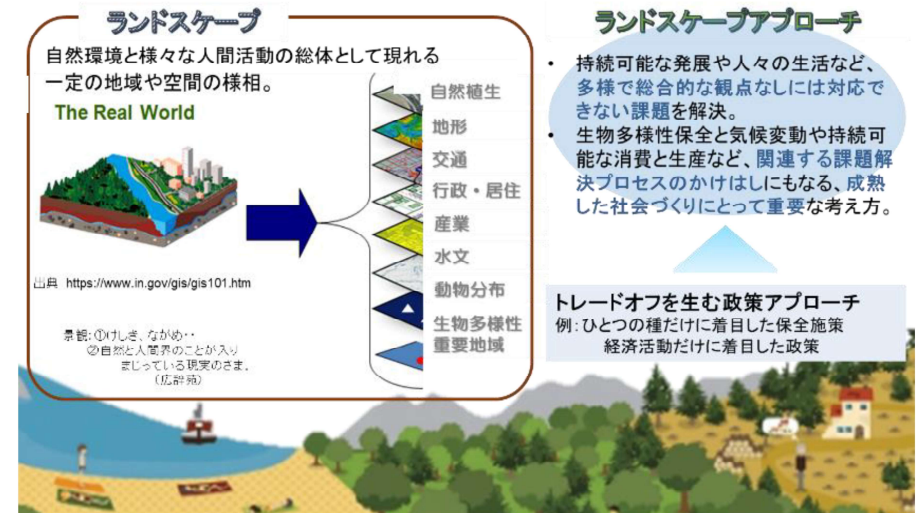
市街化区域人口密度と業務面積の関係



(出所) 国土交通省「建築物ストック統計(H27)」、都市計画年報(H27)から作成

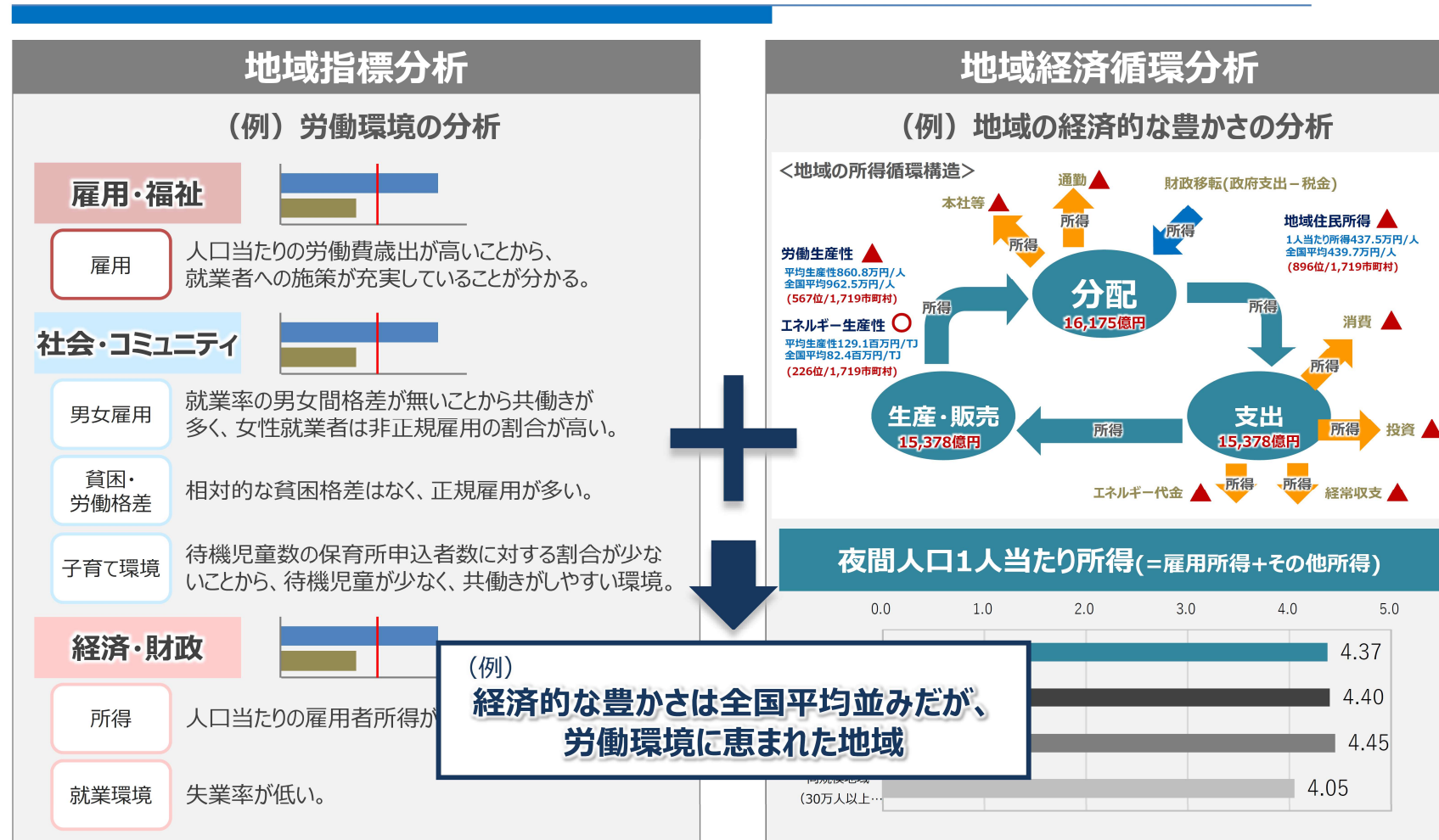
ランドスケープアプローチ

ランドスケープアプローチは、一定の地域や空間において、(土地・空間計画をベースに)多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法。分野横断的に土地利用を考えていくことが有効と考えられる。



気候変動の緩和と適応、生物多様性(30by30、OECM等)、資源循環、公正な移行等を一括した総合的な土地利用や交通施策が必要ではないか。

【参考】「地域指標分析」と「地域経済循環分析」を組み合わせた実態把握

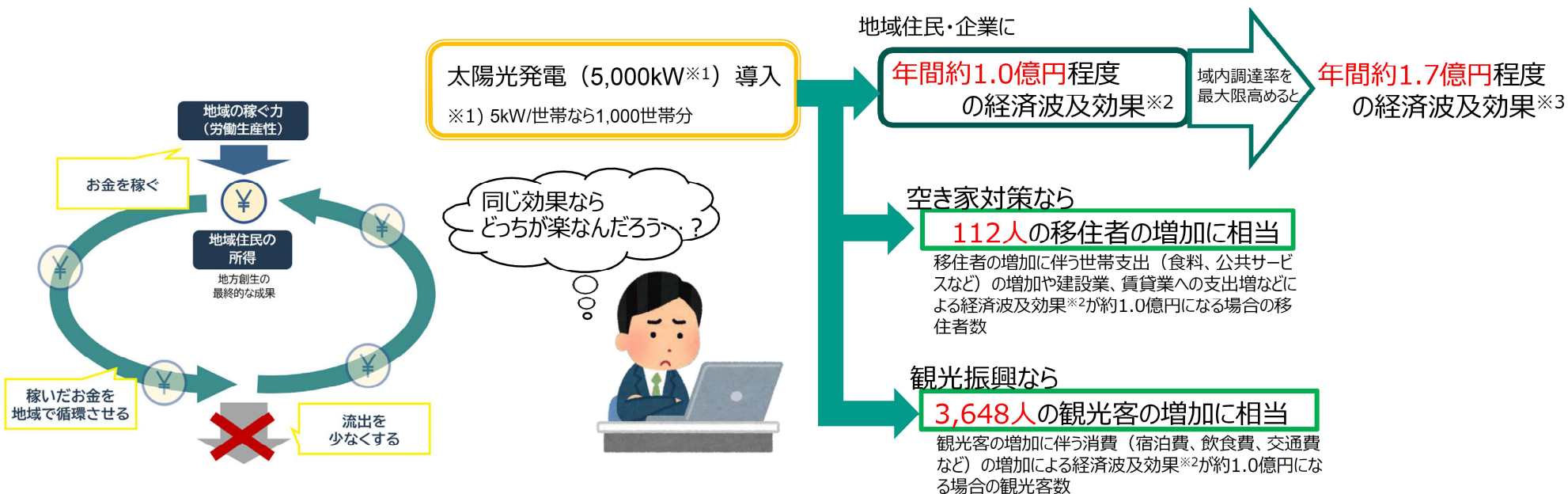


「地域指標分析」と「地域経済循環分析」を組み合わせることで、より詳細な地域のすがたを想像可能

地域経済循環分析

- 地域のお金の流れ（エネルギー代金の流出入など）を産業連関分析等で見える化。
- 「漏れバケツ」理論で域内の経済循環を作り出す。

例）地域経済循環分析ツールを用いた分析例

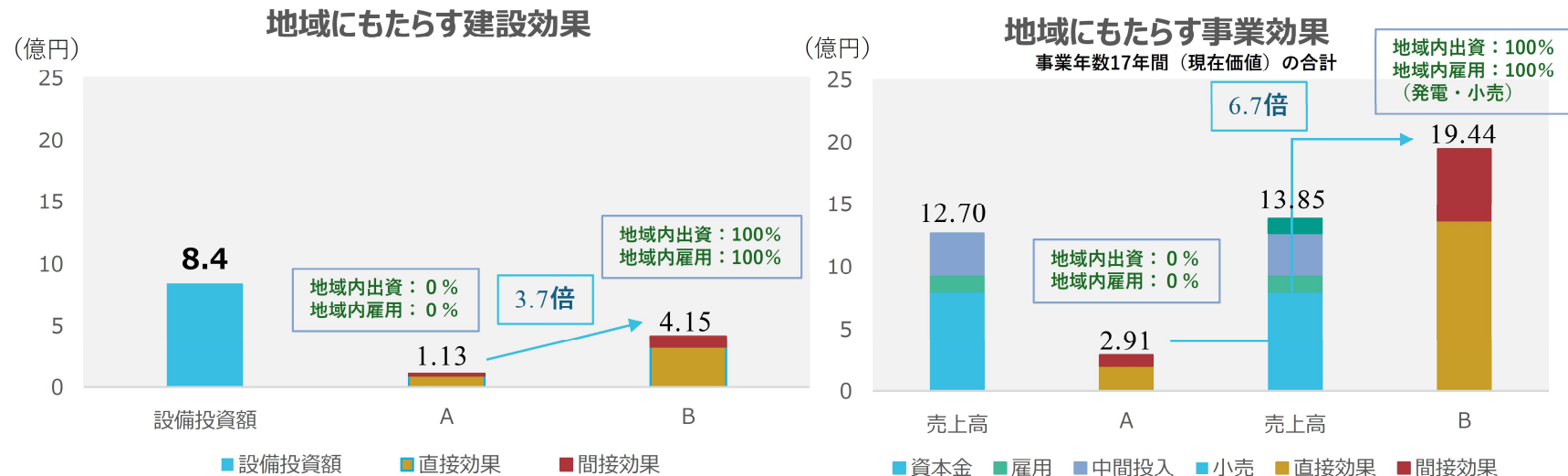


※2）いずれも「経済波及効果分析ツールVer.8.1（環境省）」を活用し、最終的に地域に帰着する経済波及効果を試算。
太陽光発電に対する資本金は全て地域で調達する想定とし、原材料、雇用等の域内調達率は岩手県久慈市における平均的な値を用いた。空家対策及び観光振興については、岩手県久慈市における平均的な域内調達率（移住者や観光客がどれだけ地域内で支出しているかを表す割合）を設定して試算。
※3）「経済波及効果分析ツールVer.8.1（環境省）」を活用し、岩手県久慈市において原材料、資本金、雇用等を全て地域内で調達するという仮定の下で、最終的に地域に帰着する経済波及効果を試算

太陽光発電導入による地域経済への波及効果

太陽光発電について、地元※¹資本で、工事、管理、雇用を域内調達し、発電した電力を地域新電力会社で販売した場合、地域経済波及効果分析ツールを用いて5,000kW（設備投資額8.4億円）で試算すると、**建設に伴う効果で4.15億円、事業実施に伴う効果で、年1.1億円、17年間で19.4億円の地域経済波及効果が見込まれる。**

- ・地域内出資割合が高いほど、配当・利益が地域内に帰属する
- ・地域内雇用者割合、域内調達率※²が高いほど、人件費・各産業の売上が地域内所得として循環する



事業の前提条件

項目	設定値	単位
施策規模	5,000	kW
売電単価	10.73	円/kWh
設備利用率	17.50	%
売上高(1年間)	81,972	千円
事業年数	17	年

A：太陽光発電導入の際の工事費・管理費は長野市における平均的な域内調達率（工事費：27.2%、修繕費：27.2%、保険料：81.1%、諸費：69.4%）

B：太陽光発電導入の際の工事費・管理費は、域内調達率100%
地域新電力会社における管理費は長野市における平均的な域内調達率（販管費：50.7%、営業外費用：81.1%）

設備は全て域外から調達する前提

※ 1) 太陽光発電導入の経済波及効果を、中核市の中でも平均的な人口規模である長野市において試算

※ 2) 発注額のうちどれだけ地域内の業者に発注しているかを表す割合

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

事業目的・背景・課題

- 地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。
体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることができる街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進 ハード
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2等
- ③地域資源の観光活用に係る調査 調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

●地域要件

- ②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円) ③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
(②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



**国土交通省 総合政策局
社会資本整備政策課**

第6次社会資本整備重点計画の概要

(令和8年1月16日閣議決定)



- 人口減少やインフラ老朽化等の社会課題を踏まえ、**インフラ政策の「羅針盤」**として、戦略的・計画的にインフラ整備を推進。その実現に向けて、**安定的・持続的な公共投資を推進**。
- 交通政策基本計画と共通のゴールとして**「人口減少という危機を好機に変え、一人ひとりが豊かさと安心を実感できる持続可能な活力ある経済・社会を実現」**を設定し、両計画を一体的に策定・推進。

重点目標Ⅰ

活力のある持続可能な地域社会の形成



地域経済の核となる集積づくりと広域連携

- まちづくり・交通と一体のもとで**持続可能な都市構造に転換**（日常の行動圏内で生活関連サービスが享受できる地域の形成）
- 広域交通ネットワークによる地域の経済圏の拡大



地域の将来像を踏まえたインフラの再構築

- 八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた老朽化対策（**予防保全の推進、点検・調査のメリハリ**）
- まちづくりと老朽化対策の連携により、**集約・再編、修繕・更新を的確に実施し、良質なストックを形成**



包摂的な共生社会に向けた地域づくりと豊かで快適な生活環境

- **バリアフリー・ジェンダー主流化**の推進、安全な移動空間の形成

重点目標Ⅱ

強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会



持続的で力強い経済成長の実現

- 生産性向上を支える道路・港湾・空港・鉄道等の**人流・物流ネットワークの整備**
- 革新的なイノベーションの社会実装の促進（**自動運転サービスの実現、自動物流道路等**）



暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化

- **ハード・ソフト一体となった「事前防災」の推進**（流域治水の推進、交通ネットワークのリダンダンシー確保等）
- 平時からの備えの強化（**TEC-FORCE等の体制・機能の拡充、防災拠点の強化**）

重点目標Ⅲ

インフラ分野が先導するグリーン社会の実現



2050年カーボンニュートラルの実現

- 道路等のインフラ空間を活用した**再生可能エネルギーの拡大**
- 脱炭素化を支える基盤の整備（EV充電施設等）



自然共生社会の実現

- 河川空間等における**グリーンインフラ**の形成推進
- ネイチャーポジティブの実現



資源循環型の経済社会システムの構築

- 建設リサイクルの高度化
- **下水汚泥の肥料利用の推進**

重点目標Ⅳ

戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化



地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持

- 広域・複数・多分野のインフラ管理の推進（地域インフラ群再生戦略マネジメント（**群マネ**））



建設業等の担い手の確保・育成、生産性向上

- 建設業等の**処遇改善、働き方改革**の推進
- i-Construction2.0等を通じた現場の**生産性の向上**



新技術・DXによるインフラの価値向上

- データ連携やAIを活用した**インフラDX**
- オープンデータによる建築・都市のDX

2. 地域の将来像を踏まえたインフラの再構築

- **八潮市における道路陥没事故**を踏まえたインフラ老朽化対策の充実・強化、**まちづくりと老朽化対策の連携**によるインフラの再構築（集約・再編等）を推進。また、**自治体の取組を「見える化」**し、国としても取組を後押し。

■点検・診断等の確実かつ効率的な実施

- 埼玉県八潮市における道路陥没事故の教訓を踏まえ、**インフラの点検・調査を技術化・重点化**

（安全のハザード 社会的影響）
点検箇所、方法等を
技術化・重点化
（メリハリ）

■人口減少時代に対応した新たな施策体系の構築（まちづくりと老朽化対策の連携）

- インフラ老朽化対策の計画を**まちづくりの計画と一体的に策定**し、インフラの集約・再編、修繕・更新等を的確に実施、**地域の将来像に即してストックを適正化**



■インフラ再構築の取組を継続的に後押しするための見える化

- 地方公共団体の取組状況を「見える化」し、地方公共団体の**意識を醸成し、取組を喚起**
取組が遅れている地方公共団体に対して**国が伴走的に取組を後押し**
- **マッピング等により分かりやすく**住民に対して発信、住民の**主体的参画の機運を醸成**

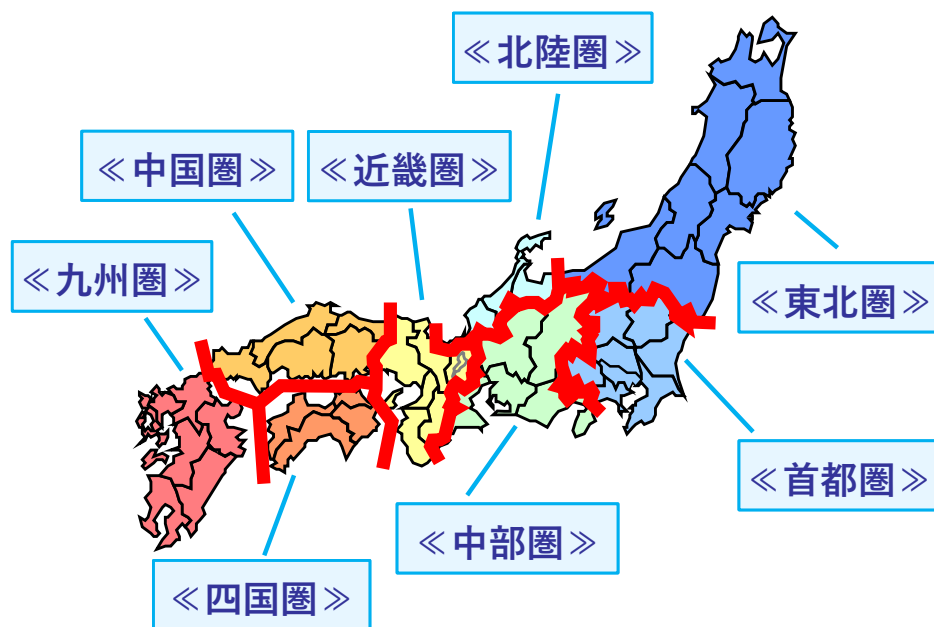
KPI例

- （道 路）国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置(完了)率
【R5年度】55% → 【R12年度】80%
- （下水道）修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路を有する地方公共団体のうち、
リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 【R6年度】7% → 【R9年度】100%
- まちづくり計画と地方公共団体の公共施設等の老朽化対策の計画を連携させた地方公共団体数
【R6年度末】172団体 → 【R12年度】700団体

**国土交通省 国土政策局
総合計画課**

- **広域地方計画は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に基づき、全国計画（国土形成計画）を基本として、広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるもの。**
- 広域地方計画区域は、東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏の8圏域。
（※）北海道、沖縄は、別の根拠法に基づき、それぞれ、北海道総合開発計画、沖縄振興基本方針・沖縄振興計画を有する。
- **新たな広域地方計画について、国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で構成される各圏域の広域地方計画協議会が原案が作成。
令和8年6月末に策定予定（国土交通大臣決定）。**

広域地方計画区域

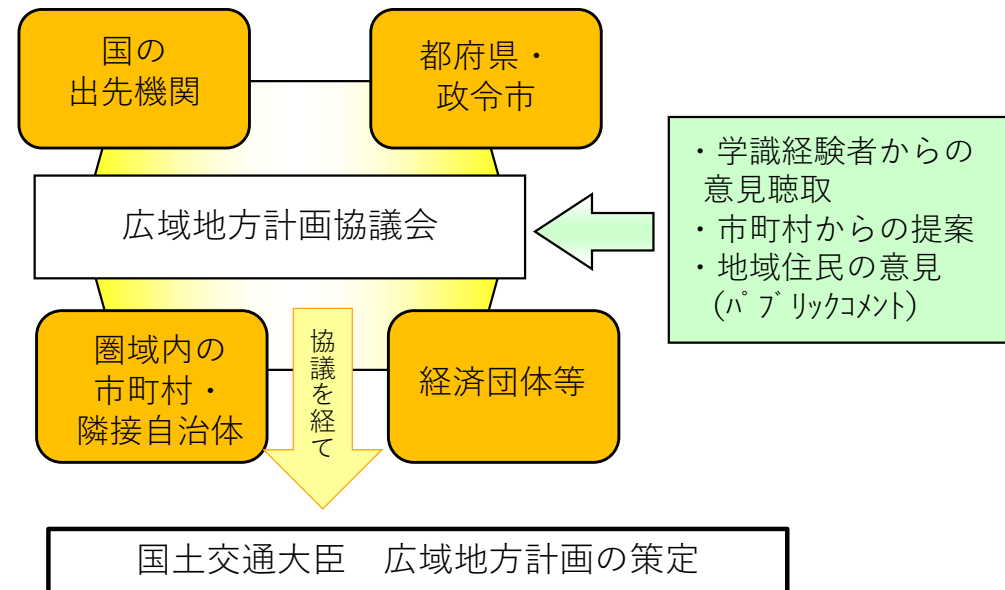


※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進

広域地方計画

○国と地方の協働による広域圏づくり（大臣決定）

- ・ 国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力

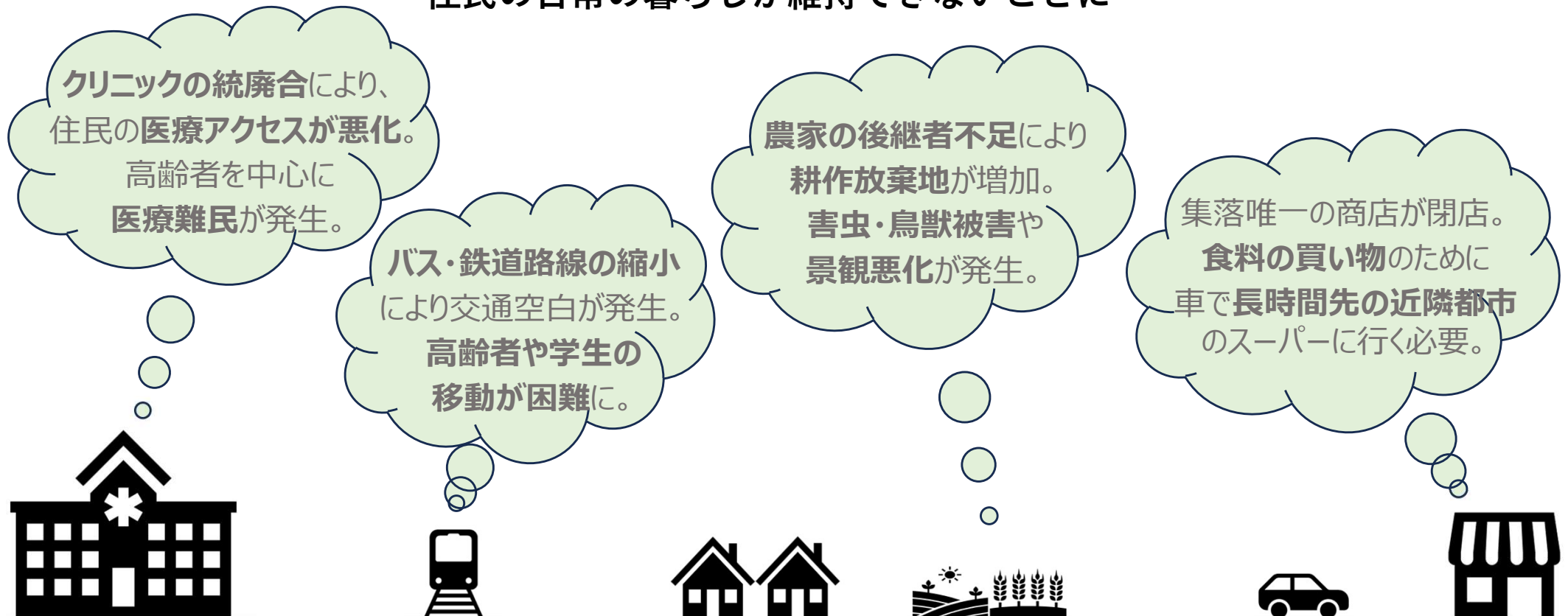


地域の暮らしの現状

人口減少の荒波により、地域の人口・資源は縮小。暮らしの維持のためにはより一層の工夫が必要であるが…

- 地域経営は、自治体のみで行われることが多いが、財政・人的制約等が大きい。民間は参画していない。
- 各種生活サービス等が、事業主体・分野毎に実施されており、事業間の連携が図られていない。
- 地域経営が、行政区画に縛られて行われており、地域間の連携が図られていない。

こうした官民・事業・地域の“バラバラ”状態では、
人口減少の荒波に地域が適応できず、
住民の日常の暮らしが維持できないことに…



人口減少下における地域づくりのカギ ～民間の地域経営主体を中心とした「地域生活圏」の形成～

- 国土交通省では、全国の地域づくりにおけるいくつかの先進事例を視察し、以下の共通項があると分析。

- ✓ 自治体のみで行われていた**地域経営に民間主体が参画**。人材・情報・ノウハウ等の資源を注入。
- ✓ 当該民間主体が地域の各種**事業者間の連携**を促進し、シナジー効果を創出。
- ✓ 当該民間主体がハブとなって、**複数自治体の連携**を図り、地域間の協力・相互補完関係を構築。

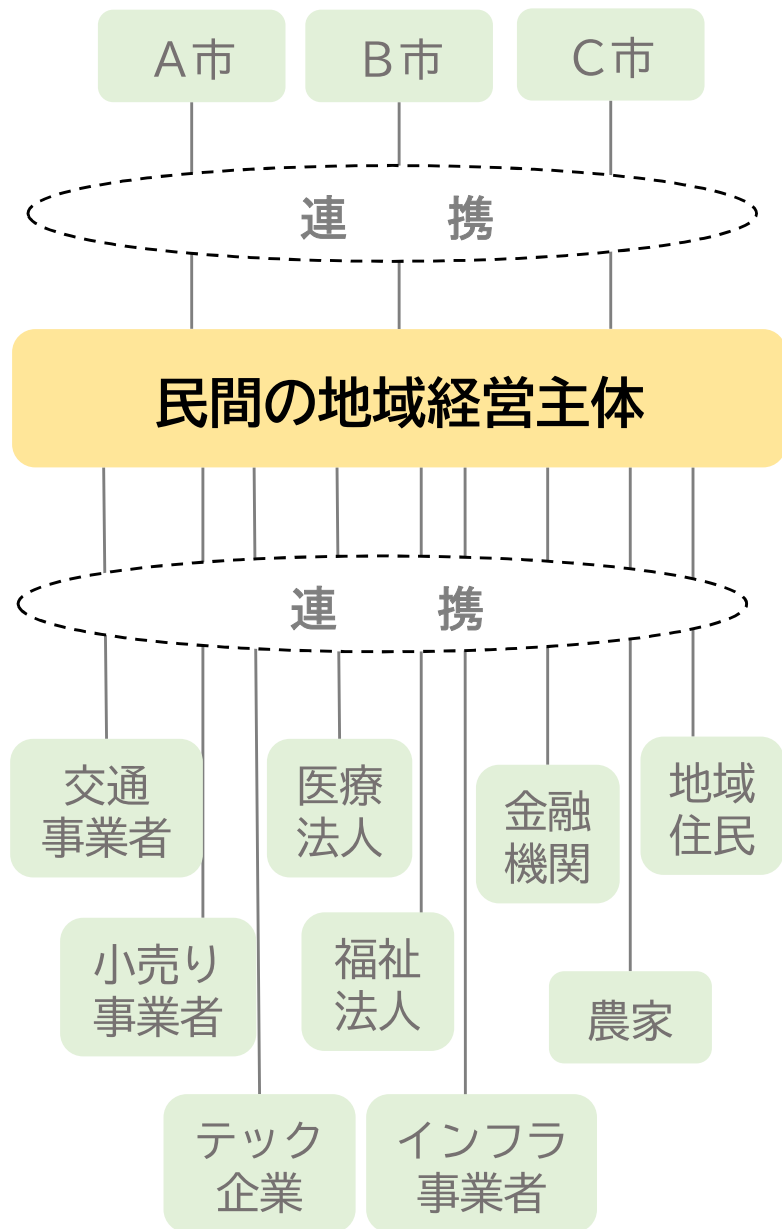
- これを踏まえ、国土交通省において、“民間の地域経営主体”の活動を支援し、「地域生活圏」の形成を促進。

自身が持つ人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、
地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う

“民間の地域経営主体” を支援

“民間の地域経営主体”を中心とする地域の取組により、
日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される

「地域生活圏」 を形成



● 例えば…

【交通】

地域経営主体の支援の下、自治体にて公共ライドシェアを導入。
地域経営主体がハブとなって、タクシー・バス事業者と調整を行い、
運行システムの共有等の協力関係を構築。
⇒ 学生や高齢者を含む地域住民の移動の足を確保。

【買い物】

地域経営主体が隣接都市のスーパーに働きかけ、小売店が不足する集落への移動販売を導入。加えて**外部地域のITスタートアップ企業との連携**により、ドローンによる宅配事業も実施。
⇒ 集落住民の食料品の買い物が困難なく可能に。

【医療】

地域経営主体が地域の医療機関、医療機器メーカー、モビリティ企業らをつなぎ、医療機器・オンライン診療機能を搭載した専門車両による訪問診療を可能に。
⇒ 高齢者を中心とする医療難民の発生を防止。

【農業】

地域経営主体が農業法人とテック企業をつなぎ、ICT技術を導入。**宿泊業との連携も仲介**し、二地域居住者を作業員として受け入れ。
⇒ 営農が効率化し、後継者不足の農家から農地を受け入れ。耕作放棄地の発生及びこれに伴う害虫・鳥獣被害や景観化を防止。

地域生活圏の形成に関するこれまでの取組と今後の検討

- 地域生活圏専門委員会のとりまとめ報告書（令和 7 年 6 月）を踏まえ、地域生活圏の形成に資する各種施策の実装に向けた検討を進めているところ、報告書の中で速やかに取りかかるべきこととされていた、「民間事業主体等がその実践に挑戦する取組への支援」として、先導的な取組に対する支援をこれまでに実施。
- 今後の対応として、先導的な取組に加え人材育成に対する支援を行うとともに、このほかに速やかに取りかかるべきこととされた、資金や人材を呼び込む環境整備として、「官民プラットフォーム(仮称)の創設」、「社会的インパクトの可視化」に向けて取り組む。

これまでに取り組んできたこと

- 先導的な取組に対する支援
(地域生活圏形成リーディング事業)



資金や人材を
呼び込む環境整備

今後の対応（当面の取組予定）

- 先導的な取組と人材育成に対する支援
(地域生活圏形成リーディング事業)

- 官民プラットフォーム（仮称）の創設
(地域生活圏官民コンソーシアムの創設)
- 社会的インパクトの可視化に関する検討

等

<参考 地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書より抜粋>

(6) 「地域力を活かす」国土形成の理念の再構築（リデザイン）とその実践

○ ……新たな制度設計を待たずとも、POC（概念実証）の観点からも、スピード感を持っていち早く民間事業主体等がその実践に挑戦する取組を支援することも併せて検討を要する。

○ 政府が、本報告書を受けて今後の施策推進を目指す時間軸の観点では、まず速やかにとりかかるべきこととして、(5)③に掲げるファンド・人材育成等の官民プラットフォームの創設に向けた検討が考えられる。また、関係省庁も含めた既存の予算事業等の利活用により、具体的な制度構築に先んじて、ローカルマネジメント法人に対する支援の事業推進や社会的インパクトの可視化に資する取組などに着手することが考えられる。

国土交通省 住宅局

住生活基本法

平成18年6月施行

前回の住生活基本計画(全国計画)

【計画期間】 令和3年度～令和12年度

おおむね5年毎に見直し

新たな住生活基本計画(全国計画)

【計画期間】 令和8年度～令和17年度

2050年
を見据えた

単身世帯の増加

相続住宅の増加

生産年齢人口の減少

住まうヒトの視点

人生百年時代における
時々のライフスタイル
やあらゆる世帯属性に
適した住宅を過度な
負担なく確保できる
社会へ

住まうモノの視点

官民投資により蓄積し
てきたインフラと居住
環境を備えた住宅・
住宅地が市場を通じて
最大限に活用される
持続可能な社会へ

住まいを支える プレイヤーの視点

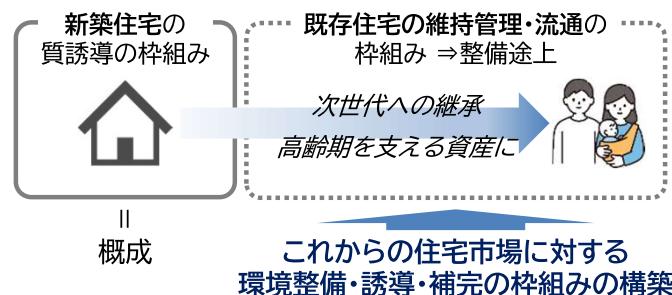
国、地方公共団体、事業
者、そして住生活を営む
居住者自身も含めた
あらゆる関係者で連携
して住宅市場を維持し
続ける社会へ

市場機能の進化を通じた
住宅ストック価値の最大化

人生100年時代の住生活
を支える基盤の再構築

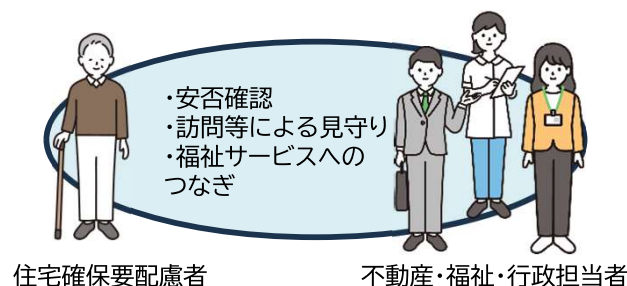
主な取組方策

①ニーズに応じた住宅を適時適切に確保できる循環型市場の形成



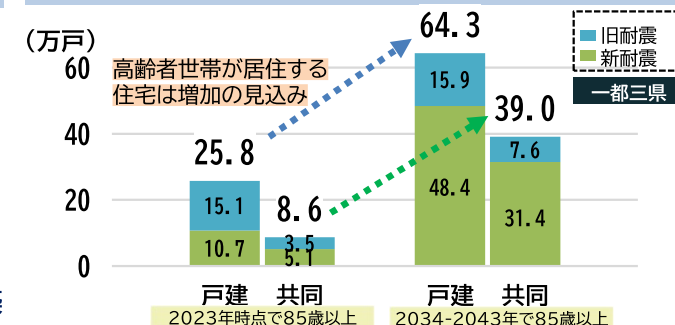
⇒ ニーズに応じた持家・賃貸住宅を選択できる市場へ
ライフスタイルに適した住替え・リフォームの円滑化

③分野横断的な連携による 「気づき」と「つなぎ」のある 居住支援の充実



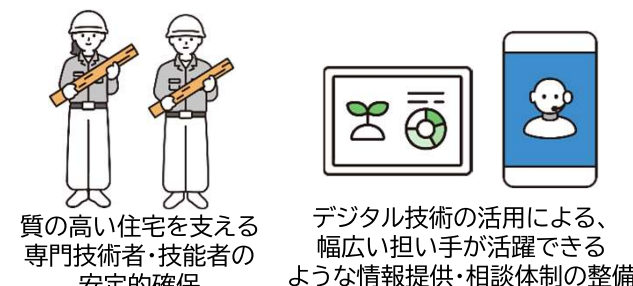
⇒ 高齢単身世帯も孤立せず、安心して暮らせる社会へ

②インフラ・居住環境の整った 既存の住宅・住宅地の 市場を通じた本格的な有効活用



⇒ 利便性の高い既存住宅地の相続空き家等を活用し、
子育て世帯等に選ばれる住環境の整備

④既存住宅を最大限に活用する 持続的な住宅市場を支える あらゆる主体の連携・協働の推進



⇒ ストック社会を支える担い手・体制の確保へ

視点	目標	2050年に目指す住生活の姿	当面10年間で取り組む施策の方向性
住まうこと	①人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	▶ 高齢期に適した円滑な住替え・リフォームの促進 ▶ 高齢期に孤立せず安心できる住環境の充実	▶ 高齢期の返済負担軽減が可能なローンの整備 ▶ 居住サポート住宅・セーフティネット住宅等の普及拡大
	②若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現	▶ 若年・子育て世帯向けの選択肢の充実 ▶ 子育てしやすい居住環境・サービスの充実	▶ こどもつながるURの実践と他団地等への展開 ▶ 既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通
	③住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備	▶ 「気付き」と「つなぎ」の居住支援の定着 ▶ 公的・民間賃貸住宅双方によるセーフティネット機能充実	▶ 総合的・包括的な居住支援体制の整備 ▶ 居住サポート住宅・セーフティネット住宅等の普及拡大(再掲)
	④過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備	▶ 安心して住宅を取得できる環境の整備 ▶ 質の高い住宅の多世代間での継承	▶ 既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通(再掲) ▶ 頭金積立支援、住宅ローンの充実
住まうモノ	⑤多世代にわたり活用される住宅ストックの形成	▶ 更新・改修による住宅ストックの質的向上 ▶ 世帯人員減少に対応した住宅ストックの充実	▶ 質向上加速化の支援(耐震、省エネ、バリアフリー) ▶ 将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の推進
	⑥住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築	▶ 所有者による維持管理と次世代継承の定着 ▶ 維持管理・利用価値を評価する市場へ転換	▶ 維持管理・流通の促進のための市場環境整備 ▶ 性能・利用価値の査定評価法の普及
	⑦住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進	▶ 放置空き家等にしない適正管理の定着 ▶ マンションの適正管理、再生円滑化	▶ 空き家化する前の対策・活用・除却等の支援の充実 ▶ マンションの計画的な維持管理の推進
	⑧持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成	▶ 市場機能を活用した持続可能な住宅地の形成 ▶ 多様なライフスタイル・交流を支える住環境の充実	▶ 住宅・住宅地の継承に向けた規律と誘導の確立 ▶ 移住・二地域居住等に資する環境整備の推進
	⑨頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備	▶ 安全な住宅への改修・住替えの推進 ▶ 災害時の住まい確保・生活再建の迅速化	▶ 耐震化・密集市街地の整備改善の促進 ▶ 災害時に備えた関係機関の体制整備の推進
住まいを支えるプレイヤー	⑩担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展	▶ 安定供給の確保、所有者支援体制の充実 ▶ 2050カーボンニュートラルに向けたライフサイクルカーボン削減	▶ ビジョンの策定、所有者支援・DX・和の住まいの推進 ▶ ライフサイクルカーボンを意識した住生活産業の推進
	⑪国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備	▶ 国による市場の環境整備・誘導・補完の継続 ▶ 地方の分野横断的な住宅行政の実現	▶ 住生活基本計画を通じた政策の推進・検証 ▶ 地方住宅行政の役割や連携・協働のあり方の検討

第3 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進

- 長年にわたり蓄積されてきたインフラ・居住環境の整った既存住宅地の空き家をはじめとする既存の住宅・宅地が市場を通じて継承されるよう、必要に応じて更新や改修等を行うことにより、住宅取得希望者の居住ニーズに対応した住宅・住宅地への再生を促進することが必要である。
- 郊外型の新市街地開発は、既に着手している事業で、自然環境の保全に配慮され、将来にわたって地域の資産となり、生活・交通利便性を有する豊かな居住環境を備えた優良な市街地の形成が見込まれるものに厳に限定する。

第4 施策の総合的かつ計画的な推進

(1) 住生活に関わるあらゆる主体・施策分野の連携

- ▶ まちづくり・交通・医療・福祉等の関連施策分野との連携を一層強化
- ▶ 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等に基づき推進

(2) ストック社会における建築行政との連携

- ▶ 住宅ストックの安全性確保と活用促進の両立が図られる制度的枠組みも含めた環境整備が不可欠
- ▶ 産学官の連携を通じて、教育の視点も踏まえた担い手の確保・育成等や生産性向上に資する技術的観点からの議論を推進

(3) 住宅金融市場の整備と税財政上の措置

- ▶ 住宅金融証券化市場の整備育成、リバースモーゲージや残価設定型の住宅ローン等の普及、金利リスク等住宅ローンに関する国民理解を深める取組、適切な維持管理による住宅循環システムの構築や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給の支援等の役割をJHFに期待

(4) デジタル技術・データの活用

- ▶ AIを含むデジタル技術の活用により、住生活産業の生産性向上や住宅行政の業務効率化を図る
- ▶ デジタル技術により生み出されるデータ等を活用して、品質・サービスの向上を図る

(5) 全国計画、都道府県計画、市区町村における基本的な計画等の策定

- ▶ 都道府県は、都道府県計画において、広域的観点から施策の方向性、単独では十分な施策を実施することが困難な市区町村との連携のあり方、市区町村間の施策の連携のあり方を示すことを期待
- ▶ 市区町村は、地域特性を踏まえ、施策の方向性を示す基本的な計画を策定し、関連分野と連携して施策を実施することが望ましい
- ▶ なお、都道府県計画や当該市区町村の他計画の一部等として、地域特性に応じた主要施策の方針を記載することで、広域なエリア内や地方行政全体の中での位置づけを明確にすることも考えられる

(6) 住生活リテラシーの向上

- ▶ 国民それぞれの状況に適した情報の容易な入手、専門家等からの適切な助言を可能とするよう、デジタル技術を活用した情報提供・相談体制の整備を官民連携して進めることが必須
- ▶ 畳・襖・瓦・土壁・漆喰の「和の住まい」など失われつつある住文化の良さや、技能継承の担い手育成の必要性を再認識する機会を創出する必要

(7) 政策評価の実施と計画の見直し

- ▶ おおむね5年後に計画を見直し、所要の変更を行う。

別紙1 住宅性能水準

- 今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は、これまでの単身世帯の最低居住面積水準が25㎡以上とされてきたことにも留意しつつ、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする。

別紙2 居住環境水準

別紙3 公営住宅の供給の目標量の設定の考え方

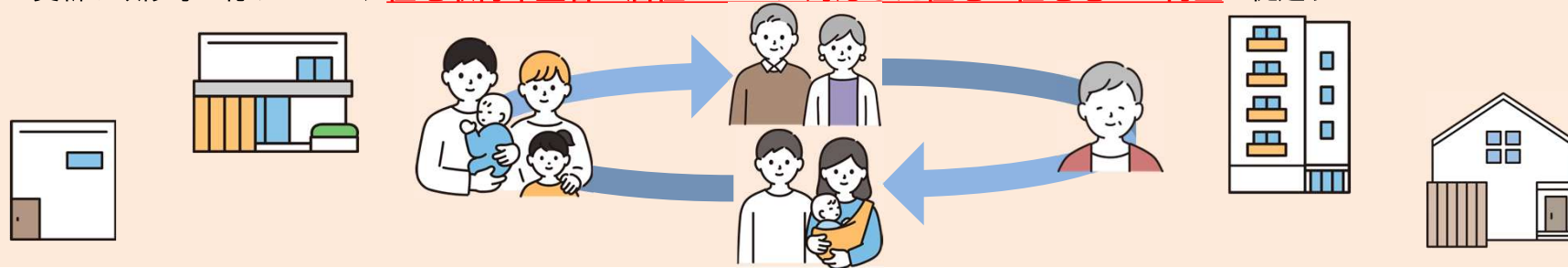
【大都市圏における住生活の課題】

- ・ 今後大量発生が見込まれる相続住宅を放置した場合、「**社会的な機会損失**や**良好な住環境の形成への悪影響**」が懸念される
- ・ 長時間通勤、密集市街地、住宅価格高騰等の**大都市圏特有の課題**が存在



【課題への対応】

長年にわたり蓄積されてきた**インフラ・居住環境の整った既成住宅地の空き家をはじめとする既存の住宅・宅地が市場を通じて継承**されるよう、必要に応じて更新や改修等を行うことで、**住宅取得希望者の居住ニーズに対応した住宅・住宅地への再生**を促進する



地域の属性に応じた施策

ア 都心の地域その他の既成市街地内

□ 認識・行動の変化の促進

インフラ・居住環境の整った既存の住宅・宅地の維持管理、活用等の重要性を認識され、行動が取られることを目指す

□ 良質な住宅・宅地の流通や空き家の有効活用を促進

建替え、リフォーム等を推進

イ 郊外型の新市街地開発

□ 既に着手している事業に限定

以下の要件を兼ね備えた優良な市街地の形成が見込まれるものに厳に限定

- ① 自然環境の保全に配慮している
- ② 将来にわたって地域の資産となる
- ③ 生活・交通利便性を有する豊かな居住環境を備える

※ なお、都道府県計画において、下記地域の中から、住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域を設定することとしている。

- 大都市圏における圏域の中心部等への通勤・通学者の居住が想定される地域
- 高齢者の大幅な増加が見込まれる地域
- 生活・交通利便性が確保・維持されることが見込まれる地域